

一般廃棄物処理基本計画

平成 25 年 3 月

松 伏 町

< 目次 >

1. 計画概要.....	2
1-1. 計画策定の背景.....	2
1-2. 一般廃棄物処理基本計画の位置付け.....	3
1-3. 基本理念.....	4
1-4. 計画目標年次.....	4
2. 松伏町の概況.....	6
2-1. 位置・地勢.....	6
2-2. 人口動態.....	8
2-3. 産業動向.....	9
3. ごみ処理の現状及び問題点の把握.....	12
3-1. ごみ処理フロー.....	12
3-2. ごみ処理体制.....	13
3-3. ごみ処理の実績.....	16
3-4. ごみ処理における評価及び課題.....	25
4. 基本計画策定の条件.....	30
4-1. 人口の将来予測.....	30
4-2. ごみ排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）.....	32
4-3. ごみ処理量の将来予測（現状のまま推移した場合）.....	34
5. ごみ処理基本計画.....	38
5-1. 基本理念.....	38
5-2. 基本目標.....	38
5-3. ごみ減量目標.....	39
5-4. 取組施策.....	42
5-5. 発生・排出抑制計画.....	48
5-6. 収集運搬計画.....	52
5-7. 中間処理計画.....	53
5-8. 最終処分計画.....	55
5-9. その他ごみ処理に関する必要事項.....	56
■用語集.....	58

第 1 章 計画概要

- ◇ 計画策定の背景
 - ◇ 一般廃棄物処理基本計画の位置付け
 - ◇ 基本理念
 - ◇ 計画目標年次
-
-

1. 計画概要

1-1. 計画策定の背景

我々の豊かな生活は、石油・石炭を中心とした化石燃料の使用による大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会によって支えられてきました。

この社会システムに対する反省から、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、排出者の責任、ごみの発生・排出抑制等の施策実施が定められ、同時に各種リサイクル法の整備も進展しました。

国においては、平成20年に「循環型社会形成推進基本計画」が見直され、「循環型社会」(3R^{※1}による資源循環)、「低炭素社会」(温室効果ガス排出量の大幅削減)、「自然共生社会」(自然の恵みの享受と継承)に向けての各取組を統合的に推進する方針を打ち出したほか、さらなる持続可能な循環型社会を形成するための具体的な目標や取組方針が示されました。

埼玉県においては、平成23年に「第7次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定され、松伏町(以下、「本町」と略す)が所属する東埼玉資源環境組合^{※2}(以下、「組合」と略す)も、平成23年に「東埼玉資源環境組合地域 循環型社会形成推進地域計画」を策定しています。このほか、組合構成市(以下、「関係市」と略す)においても「一般廃棄物処理基本計画」の改訂が進められています。

本町は、平成13年1月に『一般廃棄物処理基本計画』を策定し、ごみの発生抑制、適正なりサイクルの推進、廃棄物の適正な処理により、「循環型社会システムの構築」を目指した取組を実施してきました。

国の廃棄物政策においては、市町村による一般廃棄物処理基本計画の策定は「目標年次を概ね10年から15年先において、5年ごとに改定する必要がある」(ごみ処理基本計画策定指針 平成20年6月策定)という方針が示されており、一般廃棄物処理基本計画の定期的な見直しが求められています。

本町の一般廃棄物処理基本計画は、策定から11年が経過しており、新たな計画を策定し、更なる循環型社会システムの構築を推進していく必要があります。

そこで、本町も新たな中長期の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、更なる「ごみ減量」に取り組むため、新たに『一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」と略す)』を策定します。

※1 3R(リデュース、リユース、リサイクル)

発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再利用(Recycle)の3つの単語の頭文字R

※2 東埼玉資源環境組合

越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町で構成する清掃事業組合

1-2. 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」と略す）」の第6条第1項の規定に基づいて、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本町の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

また、本計画は上位計画である松伏町第4次総合振興計画と整合がとれるものとし、第7次埼玉県廃棄物処理計画及び組合ならびに関係市の計画等にも留意した内容としました。

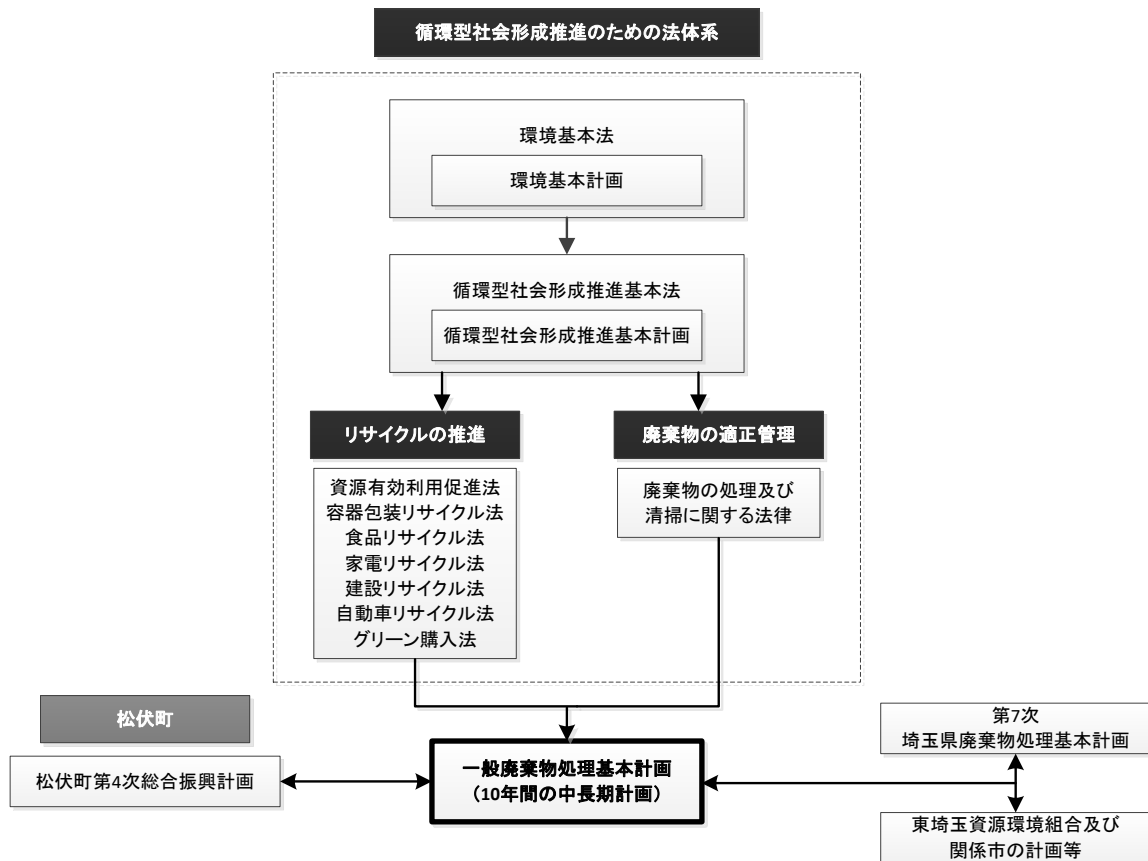
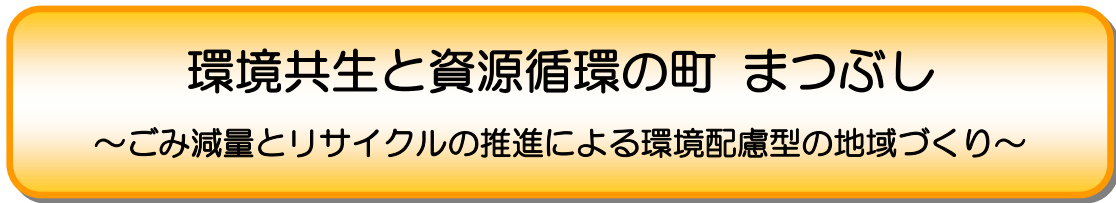


図 1-1 本計画の位置付け

1-3. 基本理念



1-4. 計画目標年次

本計画の期間は10年間とし、計画策定目標年次は、平成25年度を初年度として10年後の平成34年度とします。

◆中間目標年度：平成29年度

◆計画目標年度：平成34年度

第2章 松伏町の概況

- ◇ 位置・地勢
 - ◇ 人口動態
 - ◇ 産業動向
-
-

2. 松伏町の概況

2-1. 位置・地勢

(1) 位置

本町は、埼玉県南東部、首都圏30km圏に位置し、西は大落古利根川をはさんで、越谷市、南は吉川市、北は春日部市と接しており、中央部を中川（庄内古川）が南北に流れ、東は江戸川をはさんで、千葉県野田市に接しています。

町域は、東西約4km、南北約7.5kmと南北にやや細長く、面積は16.22km²です。地形は、町の北東部を占める築比地台地を除いて、大落古利根川と中川により形成された標高4mから6mの自然堤防と後背湿地によって構成されるほぼ平坦な低地となっています。



図 2-1 松伏町の位置

(2) 気候

本町における気象概況は表 2-1 に示すとおりです。最高気温は 40℃まで達しており、最低気温は-6℃前後となっています。平均気温は図 2-2 に示すとおりで、年平均 15~18℃となっています。年間の降水量は 1,300mm 程度で推移しています。

表 2-1 気象概況

平成(年)	気温(℃)			平均風速 (m/s)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低		
H12	16.4	36.9	-3.5	2.9	1,189.0
H13	18.1	38.4	-6.3	2.6	1,130.5
H14	15.3	38.0	-3.8	2.9	961.7
H15	14.6	36.0	-3.9	2.8	1,209.5
H16	15.8	38.0	-3.7	3.2	1,367.0
H17	14.7	36.5	-4.7	2.8	945.5
H18	14.8	35.7	-4.5	2.8	1,338.5
H19	15.6	40.1	-2.5	2.9	1,035.5
H20	15.1	36.0	-3.6	2.8	1,414.5
H21	15.4	35.2	-3.8	2.9	1,231.5
H22	15.7	38.3	-5.0	2.9	1,387.0

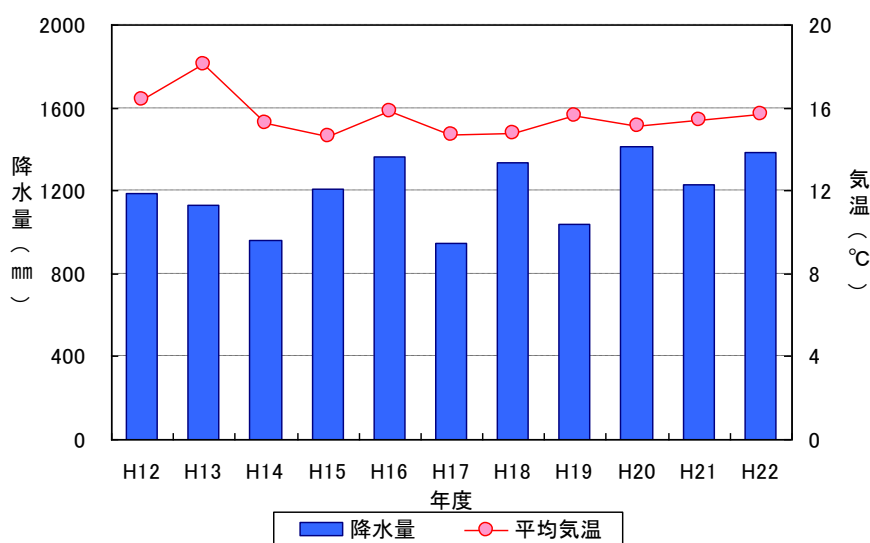


図 2-2 気温と年間降水量の推移

(出典) 統計まつぶし

第2章 松伏町の概況

2-2. 人口動態

本町の人口は図 2-3 に示すとおりで、平成 20 年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向となっています。一方で、世帯数は増加傾向にあり、1 世帯当たりの人数が減少傾向であることから、単身世帯が増加していることが推察されます。

年齢階層別の人口分布は図 2-4 に示すとおりで、65 歳以上の高齢者人口の割合が高く、本町でも少子高齢化が進展しつつある状況です。

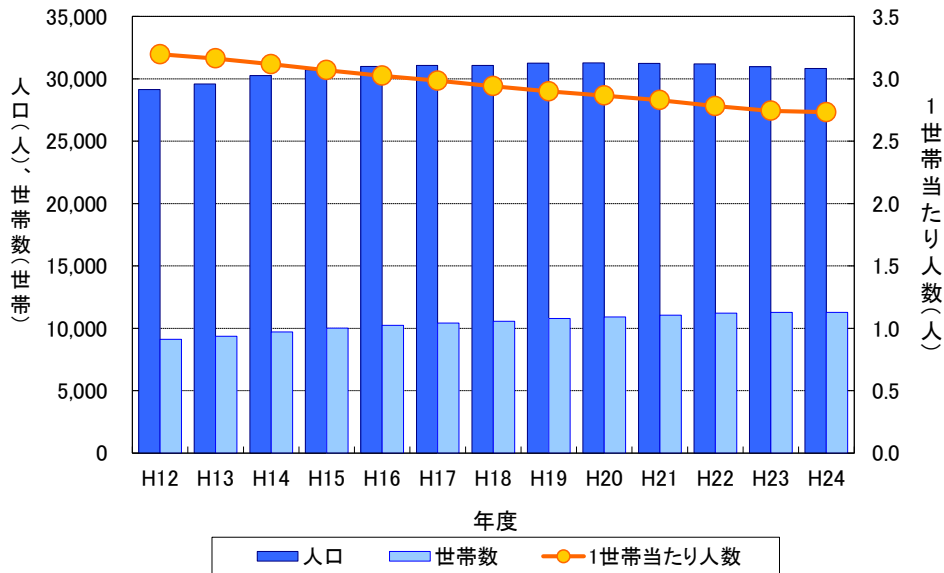


図 2-3 人口、世帯数の推移

※各年度 10 月 1 日現在人口

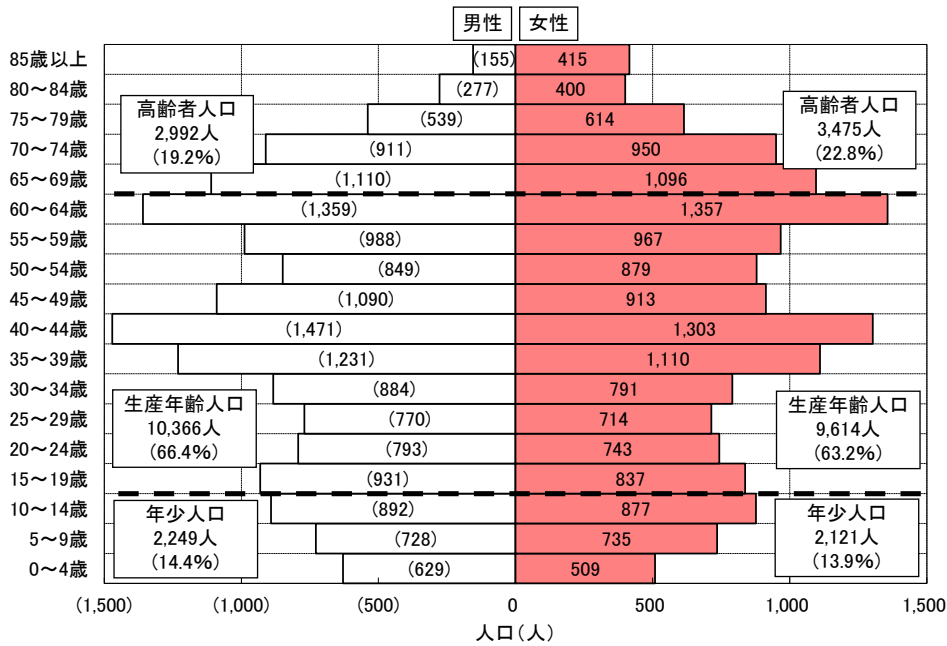


図 2-4 年齢階層別人口

※平成 24 年 10 月 1 日現在

2-3. 産業動向

(1) 農業

本町の農家数及び農業就業者数は図 2-5 に示すとおりで、平成 7 年度以降減少し続けています。平成 22 年度の農家数、農業就業者数は平成 7 年度の 50%程度に減少しています。

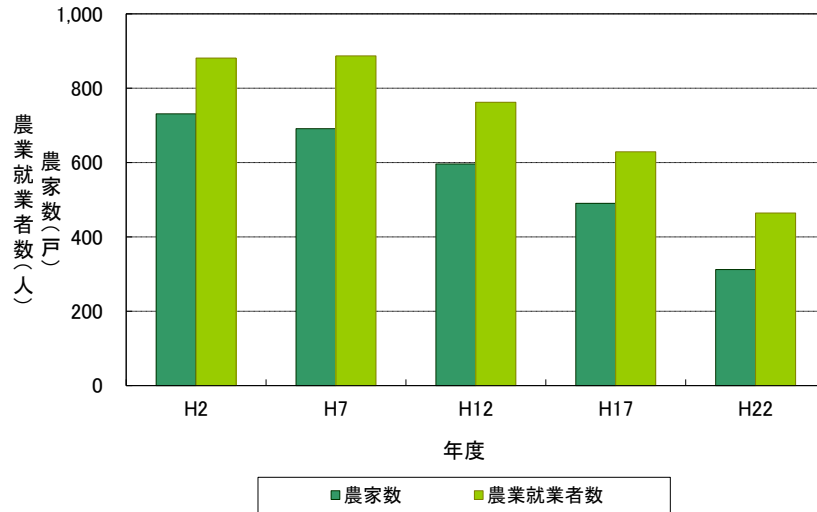


図 2-5 農家数及び農業就業者数の推移

(出典) 統計まつぶし

(2) 工業

本町の工業事業所は 29 人以下の事業所が大半を占めています。全体の工業事業所数は図 2-6 に示すとおりで減少傾向にあります。また、それに伴って製造品出荷額等も減少しています。

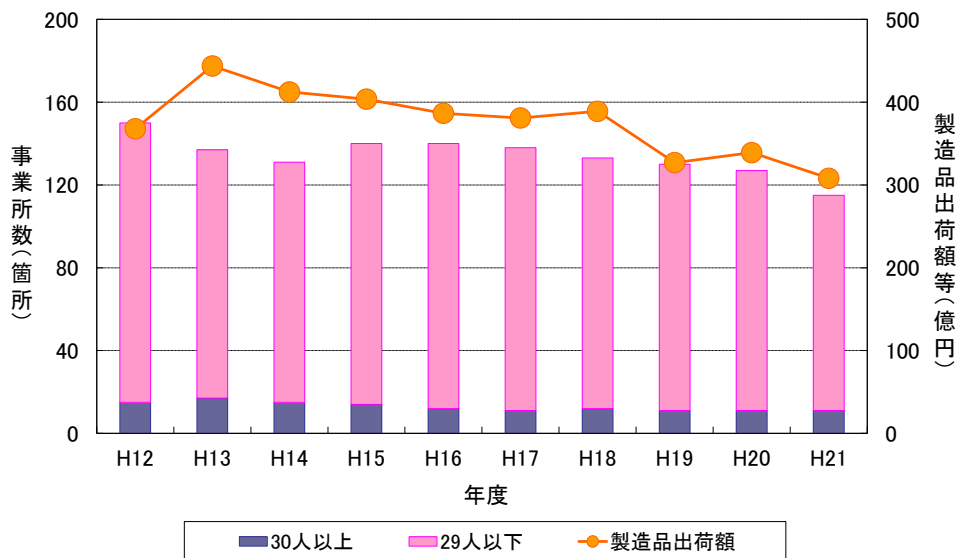


図 2-6 事業所数及び製造品出荷額等の推移

(出典) 統計まつぶし

第2章 松伏町の概況

(3) 商業

本町における商業は、図2-7に示すとおり、商店数が減少傾向ですが、従業員数は増加傾向にあります。一方で、平成11年度までは減少傾向にあった年間販売額も平成16年度で1.7倍程度まで拡大しています。この理由として、一つ当たりの商業施設の規模が大きくなっていることが考えられます。

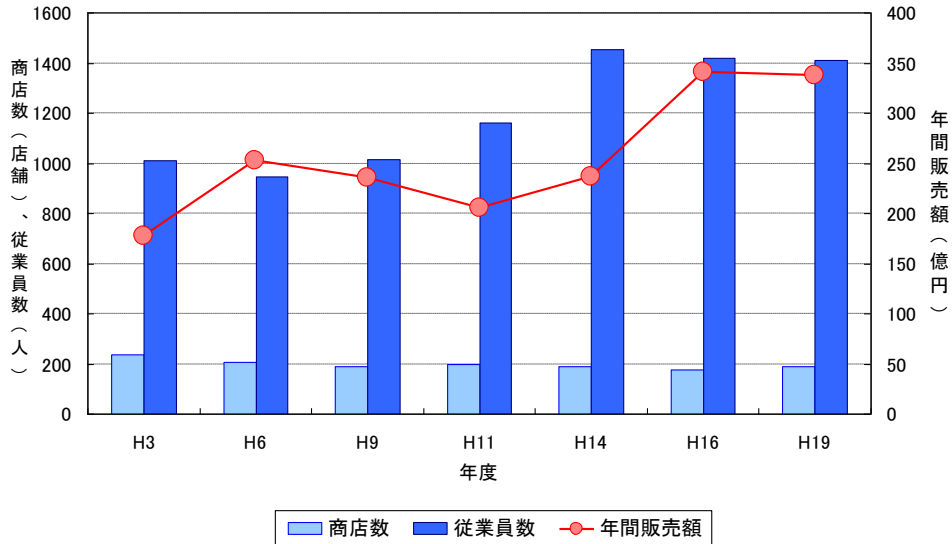


図2-7 商店数・従業員数及び年間販売額の推移

(出典) 統計まつぶし

(4) 土地利用状況

本町の土地利用状況は、図2-8に示すとおりで、近年大きな変化はありません。土地利用の約43%は田畑利用が占めており、約22%を宅地利用が占めています。

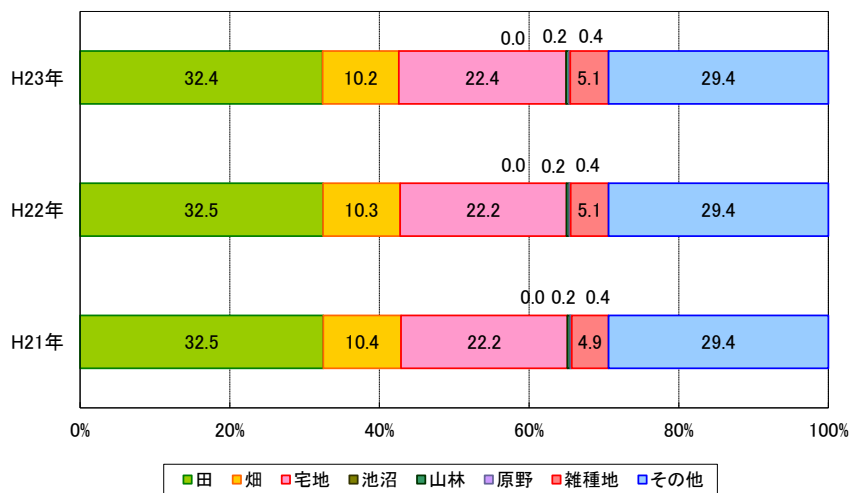


図2-8 土地利用状況の推移

(出典) 統計まつぶし

第3章 ごみ処理の現状及び問題点の把握

- ◇ ごみ処理フロー
 - ◇ ごみ処理体制
 - ◇ ごみ処理の実績
 - ◇ ごみ処理における評価及び課題
-
-

3. ごみ処理の現状及び問題点の把握

3-1. ごみ処理フロー

平成23年度のごみ処理・処分の状況は図3-1に示すとおりです。

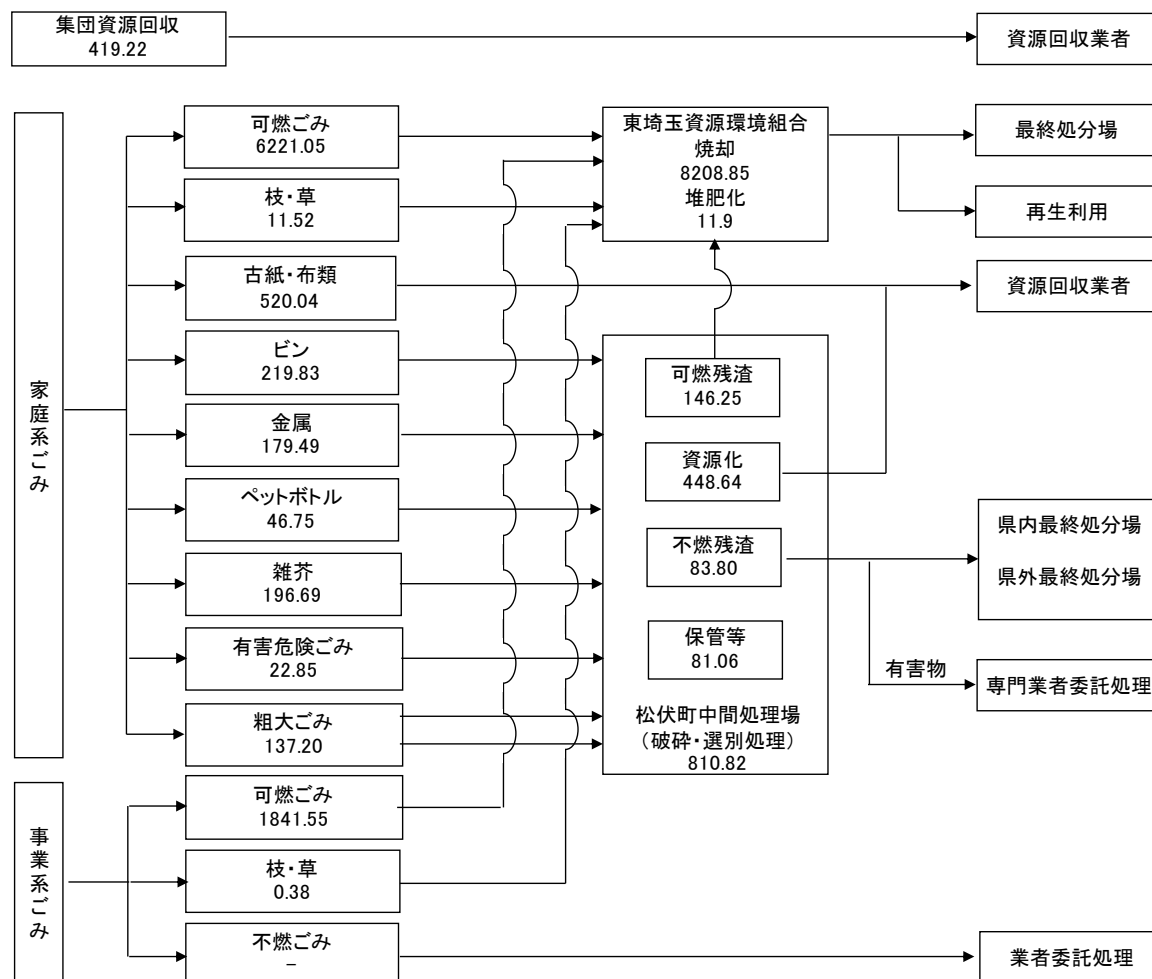


図3-1 ごみ処理・処分フロー（平成23年度実績）

※枠内数値は t/年

3-2. ごみ処理体制

(1) 分別収集区分及びごみ処理の主体

分別収集と区分に対する処理の主体は表 3-1 に示すとおりです。本町で発生したごみは排出者によって分別排出されます。収集・運搬は、町から委託された業者によって行われます。

「可燃ごみ」は、組合で焼却処理されており、古紙・布類は資源回収業者に引き渡されています。その他の「資源物」、「雑芥」、「有害危険ごみ」、「粗大ごみ」は町内の中間処理施設、業者への委託等によって破碎・選別処理等の処理を行い、一部は売却されています。

焼却灰等の最終処分は、組合または町から委託された業者により、組合もしくは埼玉県最終処分場で埋立処分により行われています。

表 3-1 分別収集区分とごみ処理の主体

	区分	分別排出	収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系 ごみ	可燃ごみ	町民	町(委託)	組合	組合	
	古紙・布類	町民	町(委託)	業者委託	-	
	ビン	町民	町(委託)	町(委託)	町(委託)	
	金属	町民	町(委託)	町(委託)	町(委託)	
	ペットボトル	町民	町(委託)	町(委託)	町(委託)	
	雑芥		町民	町(委託)	町(委託)	町(委託)
		有害	町民	町(委託)	町(委託)	町(委託)
		危険	町民	町(委託)	町(委託)	町(委託)
粗大ごみ	町民	町(委託)・町民	町(委託)	町(委託)		
事業系 ごみ	可燃ごみ	事業者	許可業者	組合	組合	
	不燃ごみ	事業者	事業者	事業者	事業者	

(2) 収集・運搬体制（方式、形態、頻度等）

各分別項目に対する収集・運搬体制は表3-2に示すとおりです。家庭系ごみ（粗大ごみ以外）は、ST（ステーション）方式で収集されており、町から委託を受けた業者によって行われています。

ビン及び金属、雑芥を排出する場合は、町指定の袋を使用する必要があります。古紙・布類のうちの紙パック及び乾電池、ペットボトルについてはST方式とは別に、町内に設置された拠点回収箇所に排出することも可能です。

粗大ごみは、申込による戸別収集と町民による直接持込の2つの方法で収集されています。

表3-2 分別収集区分とごみ処理の形式

区分		計画 収集区域	収集 方式	収集 形態	回収箇所数 (ST等)	頻度	
家庭系 ごみ	可燃ごみ	町全域	ST(袋)	委託	763箇所	週2回	
	古紙・布類		ST(袋) ^{※1}	委託	763箇所	月2回	
	ビン		ST(指定袋)	委託	649箇所	月2回	
	金属		ST(指定袋)	委託	649箇所	月2回	
	ペットボトル		ST(袋)	委託	770箇所	月1回	
			拠点	直営	7箇所	随時	
	雑芥		ST(指定袋)	委託	649箇所	月1回 (午前)	
			有害	ST(袋) ^{※2}	委託	658箇所	月1回 (午後)
				ST(袋)	委託	649箇所	月1回 (午後)
	粗大ごみ			戸別	委託	-	月8回
持込		週5回					
事業系 ごみ	可燃ごみ		許可業者収集 (4社)	許可業者	-	-	
	不燃ごみ		-	事業者	-	-	

※ST：ステーション

※1：紙パックは拠点回収箇所所有（10カ所）

※2：乾電池は拠点回収箇所所有（9カ所）

(3) 中間処理及び最終処分

本町で発生したごみは図3-2に示す各施設にて中間処理及び最終処分されています。各処理施設の能力等は表3-3及び3-4に示すとおりです。

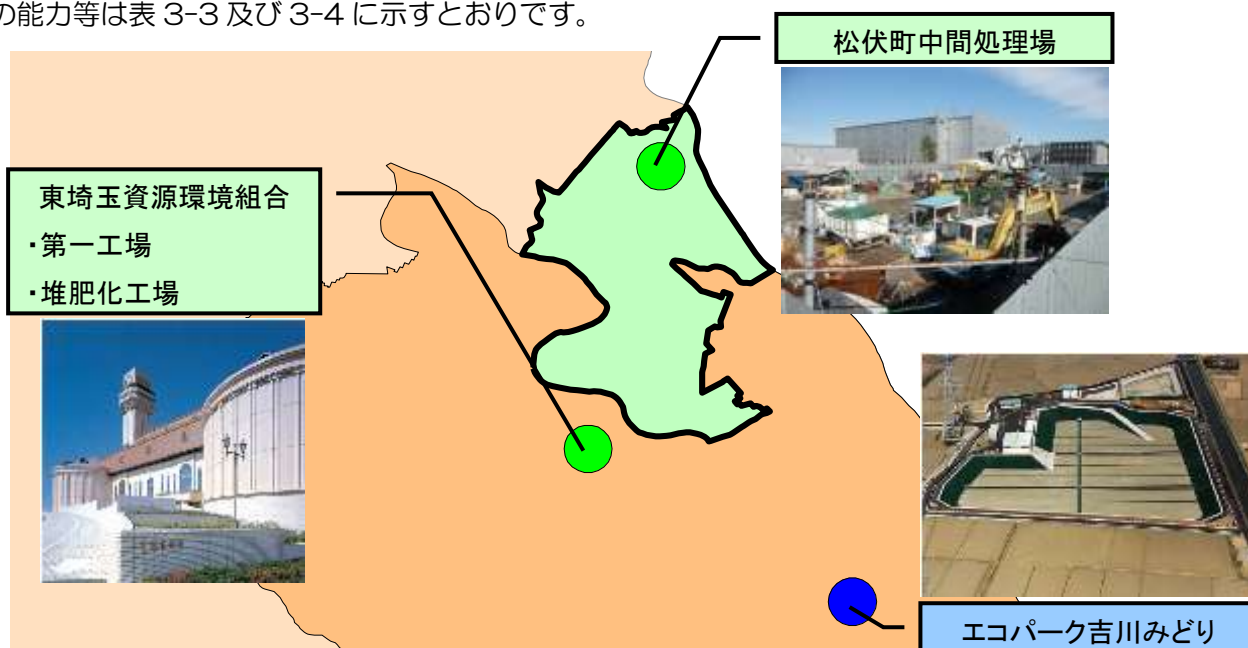


図3-2 本町で発生したごみの中間処理及び最終処分を行う施設

(出典) 東埼玉資源環境組合 平成23年度事業概要

表3-3 中間処理施設概要

No.	名称	処理能力	処理形式	処理対象物	竣工年
1	東埼玉資源環境組合 第一工場ごみ処理施設	800 t/日 (200 t/日 × 4基)	全連続燃焼式機械炉 (ストーカ式焼却炉)	可燃ごみ	平成7年
2	東埼玉資源環境組合 第一工場ごみ処理施設 灰溶融設備	160 t/日 (80 t/日 × 2基)	アーク式電気溶融炉	焼却灰	平成7年
3	東埼玉資源環境組合 堆肥化施設	22.5 t/日	-	選定枝、その他	平成11年
4	松伏町中間処理場	4 t/日	-	金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、不燃ごみ、粗大ごみ	昭和59年

表3-4 最終処分場概要

No.	名称	敷地面積	埋立容量	埋立対象物	埋立開始年
1	東埼玉資源環境組合 エコパーク吉川みどり	31,000m ²	170,000m ³	溶融スラグ	平成14年
2	埼玉県 環境整備センター	268,000m ²	2,901,000m ³	焼却残渣、不燃ごみ、 破碎ごみ、処理残渣	平成元年

3-3. ごみ処理の実績

(1) ごみ種類別排出量

ごみ種類別排出量の推移は表 3-5 に示すとおりです。家庭ごみを見ると、平成 19 年度から 21 年度まで、可燃ごみは減少傾向にありましたが、それ以降は増加に転じています。一方で、資源ごみ（古紙・布類）の発生量が減少傾向にあり、家庭系ごみ全体量は年々減少しています。

また、集団資源回収量も年々減少しています。事業系ごみ排出量は平成 21 年度以降、増加傾向にあります。

家庭系ごみと事業系ごみ、集団資源回収の排出量を合わせた総排出量の推移は図 3-3 に示すとおりで、近年横ばい傾向となっています。

表 3-5 種類別ごみ排出量の推移

			H19	H20	H21	H22	H23	
人口			人	31,256	31,279	31,237	31,202	30,960
家庭系ごみ	可燃ごみ	委託	t	6,169	6,164	5,942	6,228	6,219
		直搬	t	1	0	9	0	2
		合計	t	6,170	6,164	5,951	6,228	6,221
	資源ごみ(古紙・布類)		t	862	753	651	529	520
	枝・草		t	35	42	40	40	12
	不燃ごみ	ビン	t	227	222	221	213	220
		金属	t	165	166	174	191	179
		ペットボトル	t	3	10	34	41	47
		雑芥	t	173	169	178	176	197
		有害・危険	t	15	15	14	23	23
		合計	t	582	581	621	644	666
	粗大ごみ		t	123	121	124	136	137
	不法投棄		t	26	20	5	10	8
	排出量合計(家庭系)		t	7,799	7,681	7,392	7,588	7,563
	事業系ごみ	可燃ごみ(許可業者)		t	1,900	1,690	1,617	1,757
枝・草		t	6	5	3	11	0	
不燃ごみ		t	-	-	-	-	-	
排出量合計(事業系)		t	1,906	1,694	1,620	1,769	1,842	
集団資源回収		t	582	506	476	518	419	
総排出量		t	10,286	9,881	9,488	9,875	9,825	

※総排出量（家庭系＋事業系＋集団資源回収）は四捨五入のために合計値が合わないものもある。

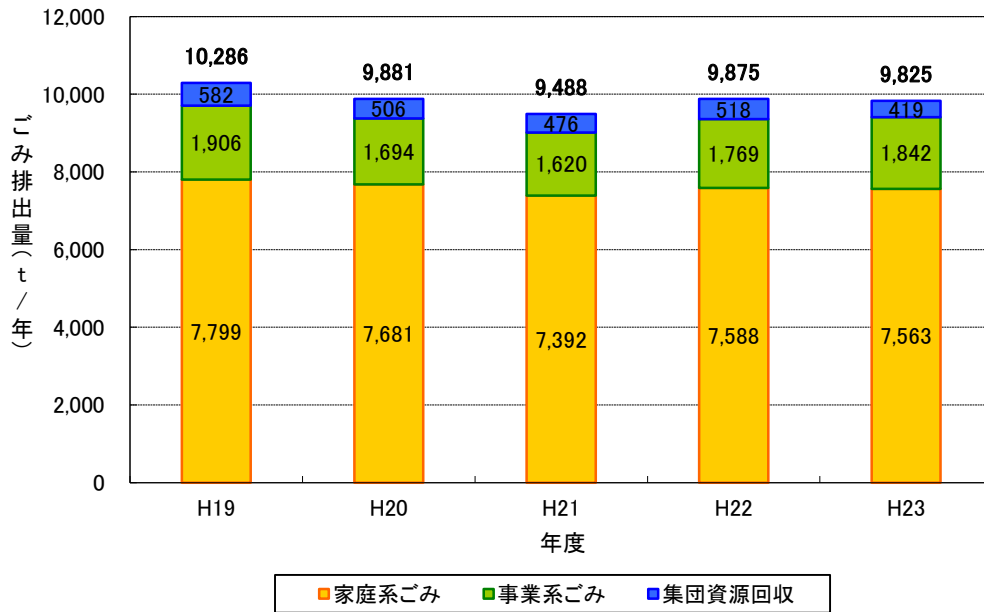


図 3-3 種類別ごみ排出量の推移

(2) 資源化量及びリサイクル率

資源化量の推移は図3-4に示すとおりです。処理の内訳は、「中間処理後再生利用（松伏町中間処理場）」、「直接資源化（民間委託）」、「集団資源回収」によるものとなっています。ビン、金属、雑芥、危険・有害ごみ、ペットボトルはそれぞれ中間処理施設等に収集したのち、選別を行い、資源化しています。古紙・布類は、資源回収業者に引き渡して資源化しています。集団資源回収した資源物はそれぞれ資源回収業者に引き渡して資源化しています。

リサイクル率の推移は図3-4に示すとおりです。平成23年度現在は18.2%となっています。

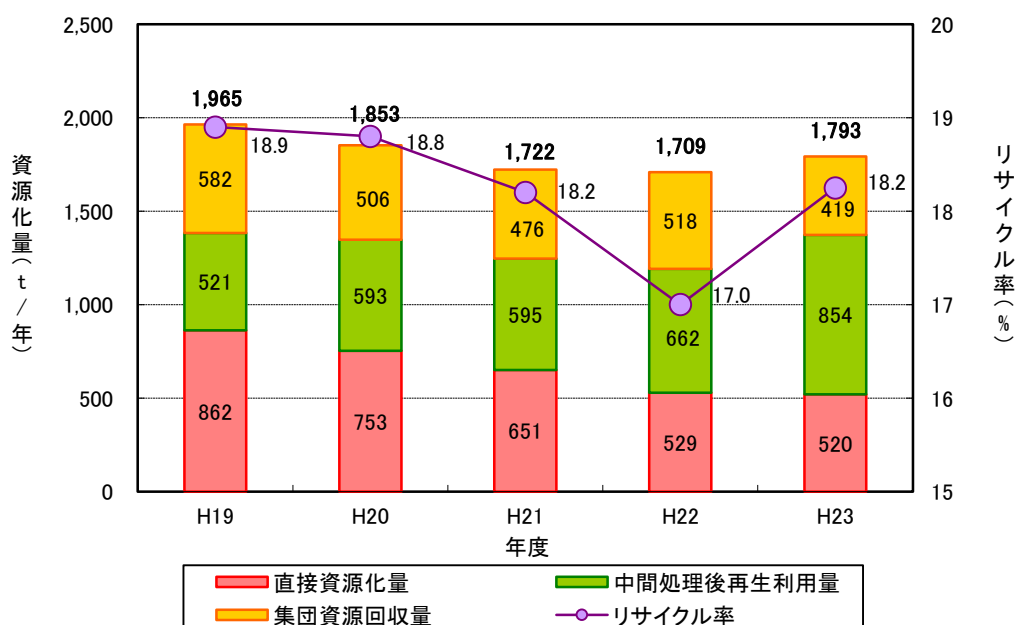


図3-4 資源化量及びリサイクル率の推移

- ※1 直接資源化量：中間処理施設を経ずに直接資源回収業者に引き渡して資源化した量
- ※2 中間処理後再生利用量：中間処理施設等で選別・破砕処理をした後に資源化した量
- ※3 集団資源回収量：住民団体によって回収され、資源回収業者に引き渡された量
- ※4 $\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{集団資源回収量} + \text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量}}{\text{集団資源回収量} + \text{ごみ総処理量}} \times 100$

(3) 中間処理

① 東埼玉資源環境組合（焼却処理）

組合の焼却処理施設における本町から発生した可燃ごみの焼却処理量の推移は図 3-5 に示すとおりです（し渣、汚泥等搬入量は除く）。また、直接焼却率の推移も示しています。これは焼却処理施設に直接持ち込まれた可燃ごみ（可燃残渣を除く）の量をごみの総排出量で除した数値で、上昇傾向にあることが分かります。

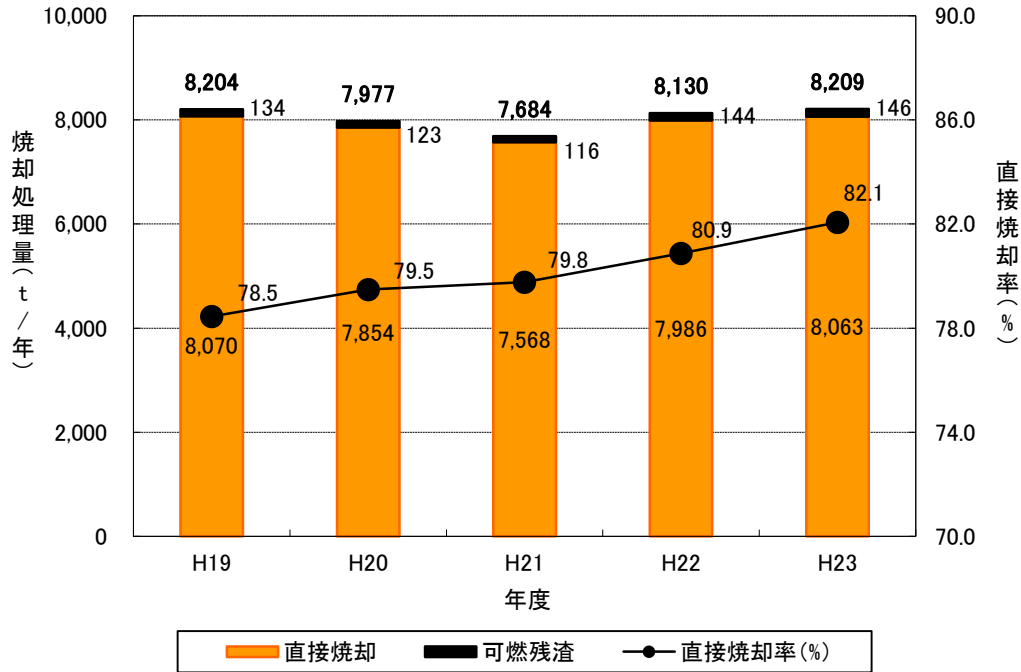


図 3-5 東埼玉資源環境組合における焼却処理量の推移

② 東埼玉資源環境組合（堆肥化処理）

組合の堆肥化施設における枝・葉処理量の推移は図3-6に示すとおりです。処理量は増加傾向にありましたが、平成23年度実績は東日本大震災による放射性物質の影響で12t/年と前年の52t/年から大幅に減少しています。

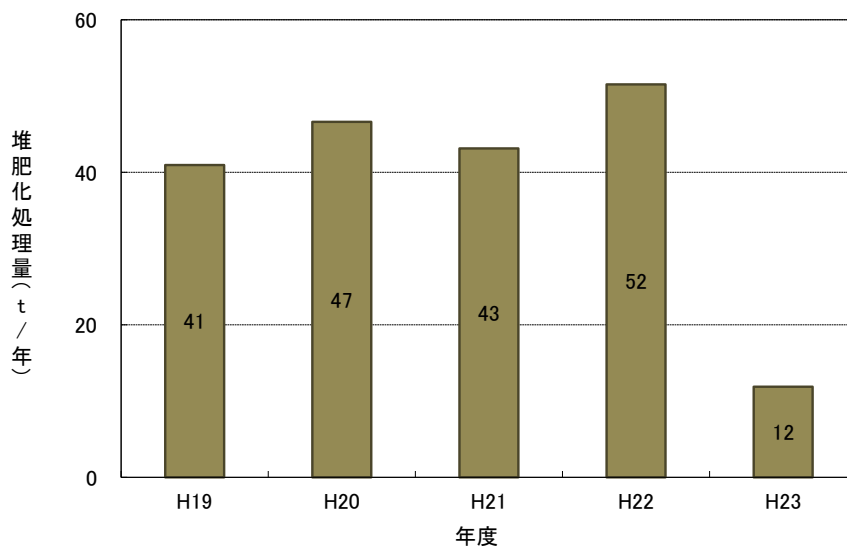


図3-6 東埼玉資源環境組合における堆肥化処理量の推移

③ 松伏町中間処理場

松伏町中間処理場における本町から発生したごみとそこから選別し回収した資源化量、不燃残渣の推移は図3-7に示すとおりです。なお、資源化率は、中間処理場における資源化量を処理量で除した数値です。

不燃残渣率は、処理量のうち最終処分場で埋立する不燃残渣を処理量で除した数値です。不燃残渣は横ばい状態にありますが、資源化率は近年下降気味となっています。

これは、図3-5に示した焼却処理量の推移からわかるように、松伏町中間処理場から組合の焼却処理施設に搬出する可燃残渣が増加していることから、松伏町中間処理場に持ち込まれるごみ質がリサイクルしにくい可燃性のものになってきているものと考えられます。

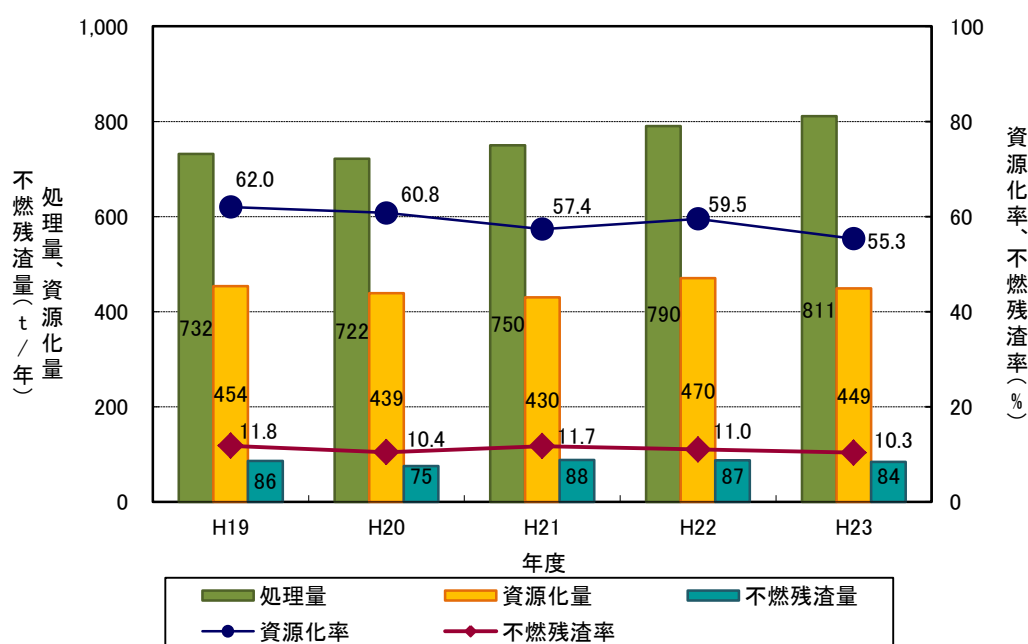


図3-7 松伏町中間処理場における処理量及び資源化量、不燃残渣量の推移

(4) 最終処分

本町から発生したごみの最終処分量と最終処分率は図3-8に示すとおりです。最終処分量は平成19年度から22年度は微減傾向で、平成23年度は大幅に減少しました。

また、最終処分率は6.0~9.8%で推移しています。最終処分率は、最終処分場に埋立処分した量をごみの総排出量で除した数値を百分率で示したものです。

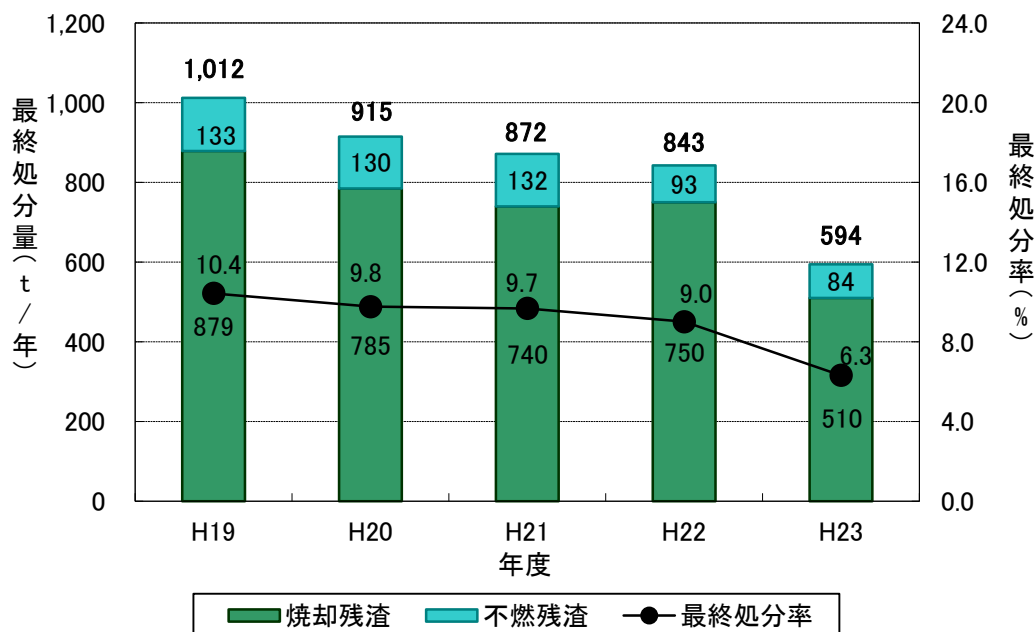


図3-8 最終処分量の推移

(5) 可燃ごみの性状

可燃ごみの種類組成及び性状の年度平均値は図3-9、3-10に示すとおりで、組合において各年度、計12回測定しています。

可燃ごみの内訳を見ると、紙類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、厨芥類の割合がそれぞれ20%を超えていることが分かり、これらの種類毎の性状に応じた発生・排出抑制や資源化等の取組を進めていく必要があります。

また、ごみ中の三成分（水分、灰分、可燃分）の推移は年度による違いが少なく、可燃分が概ね50%前後で推移しています。燃焼に影響する低位発熱量は、2,400 kcal/kgで推移しており、助燃が必要となるごみの自燃限界（850～950 kcal/kg）を上回っているため、助燃が必要なごみの性状ではないことが分かります。

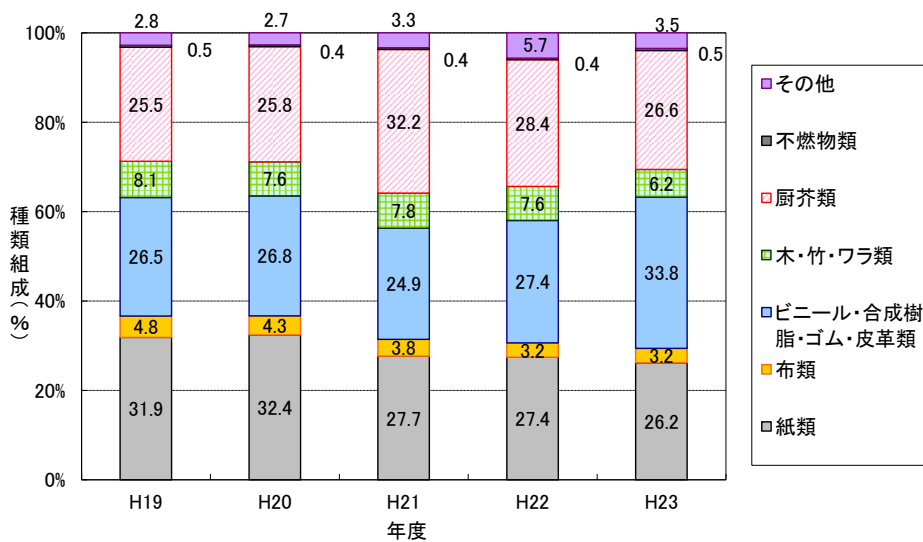


図3-9 ごみの種類組成の推移

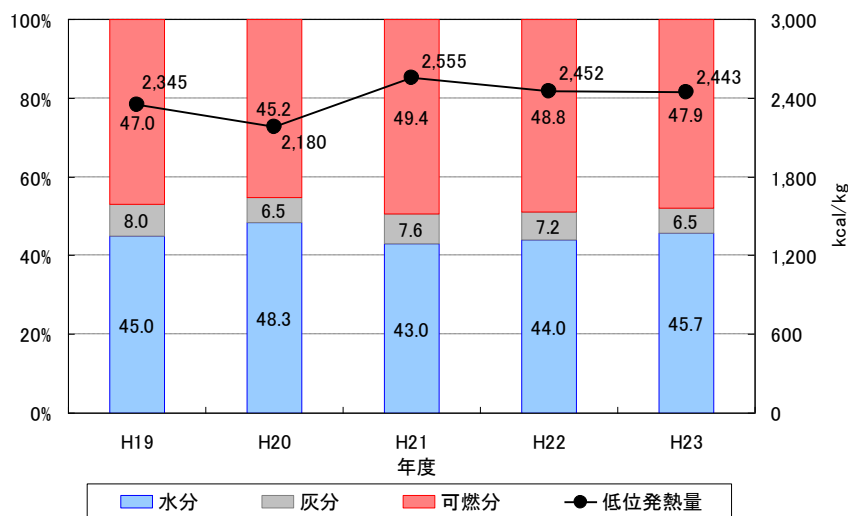


図3-10 ごみの性状の推移

(出典) 東埼玉資源環境組合 平成23年度事業概要

(6) ごみ処理経費

本町のごみ処理に係る経費は図 3-11 に示すとおりです。ごみ処理経費は微増が続いており、それに伴って 1t 当たりのごみ処理経費も増加しています。1 人当たりの経費は 14,000 円前後で推移しています。

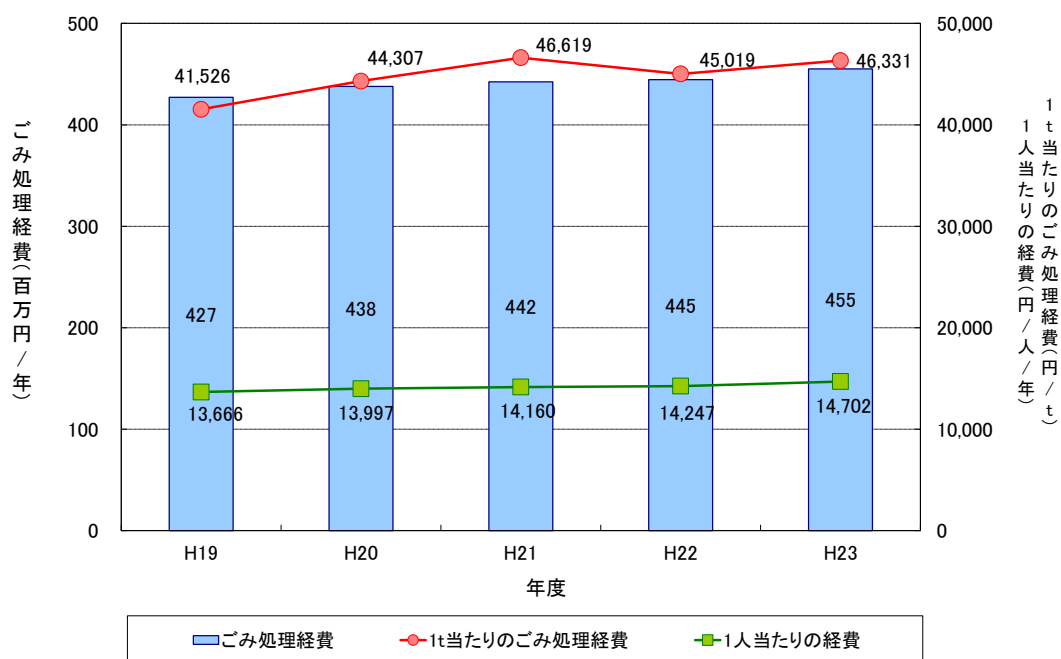


図 3-11 ごみ処理経費の推移

- ※1 ごみ処理経費＝清掃総務費（松伏町一般会計特別会計歳入歳出決算書）
- ※2 1t 当たりのごみ処理経費＝清掃総務費÷ごみ総排出量（集団資源回収量含む）
- ※3 1人当たりのごみ処理経費＝清掃総務費÷住民基本台帳人口（10月1日現在）

3-4. ごみ処理における評価及び課題

(1) ごみ総排出量

本町における平成 22 年度の 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は図 3-12 に示すとおりで、867g/人・日となっており、国の平均 976g/人・日、埼玉県 929g/人・日より小さい値を達成しています。

しかし、H21 年度以降は上昇傾向にあり、さらなるごみ減量を進めて行くためには、松伏町第 4 次総合振興計画でも掲げている「3 万人町民ごみ減量大作戦」のような取組を継続的に実施して、ごみ量の発生・排出抑制につなげていく必要があります。

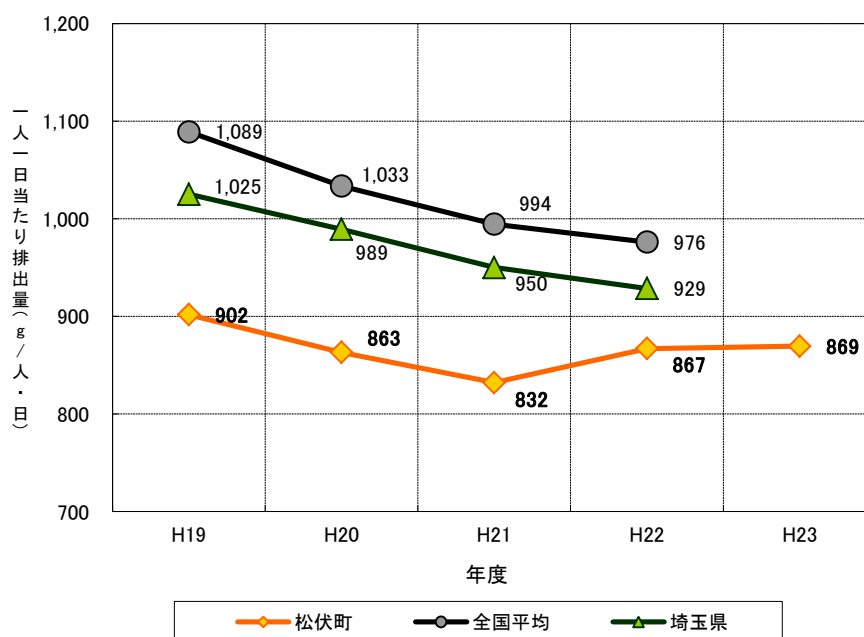


図 3-12 1 人 1 日当たりのごみ総排出量の比較

※ 人口は 10 月 1 日現在を使用（本町は住民基本台帳人口）

※ 1 人 1 日当たりのごみ総排出量 = (家庭系ごみ + 事業系ごみ + 集団資源回収) ÷ 人口 × 365 日

※ 国、埼玉県のデータは、環境省の一般廃棄物処理実態調査結果を基に作成

(2) 資源化

本町におけるリサイクル率は図3-13に示すとおりで、微減傾向となっています。平成22年度実績では17.3%でした。これは、国の平均20.8%、埼玉県24.2%よりも大幅に低い数字となっています。

このため、やむなく発生したごみについては極力資源化できるような仕組みづくりをしていく必要があります。

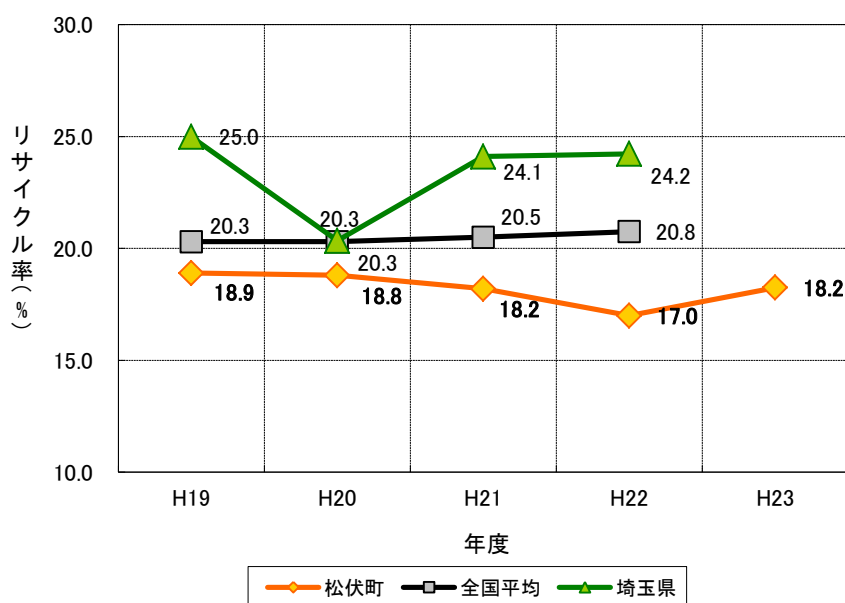


図3-13 リサイクル率の比較

※ 国、埼玉県のデータは、環境省の一般廃棄物処理実態調査結果を基に作成

(3) 最終処分量

本町における最終処分量は図3-14に示すとおりで、減少傾向となっています。しかし、今後は更なる最終処分場のひっ迫が見込まれています。さらに、平成23年度には東日本大震災の影響で最終処分ができない状況になる等、最終処分量の問題は早急な対策が求められる課題となっています。このため、最終処分量を減らす努力を継続して行っていく必要があります。

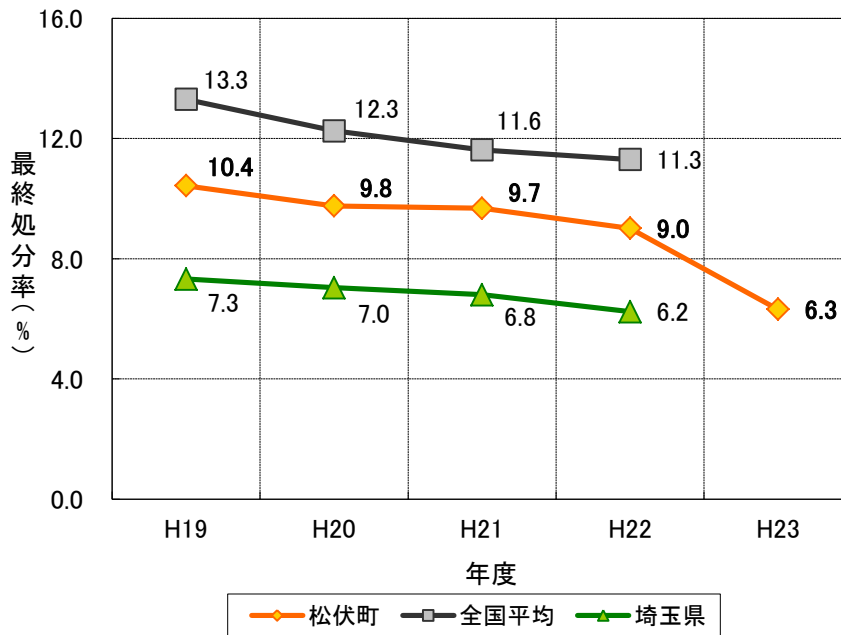


図3-14 最終処分量の比較

※ 国、埼玉県のデータは、環境省の一般廃棄物処理実態調査結果を基に作成

(4) ごみ処理経費

本町における 1 人当たりのごみ処理経費は横ばい状態が続いています。一方で、ごみ処理経費は微増傾向となっているため（図 3-11 参照）、財政負担を軽減するために処理経費を削減していく必要があります。

処理経費を削減していくためには、ごみの発生・排出を抑制していくことが重要です。

第4章 基本計画策定の条件

- ◇ 人口の将来予測
 - ◇ ごみ排出量の将来予測
 - ◇ ごみ処理量の将来予測
-
-

4. 基本計画策定の条件

4-1. 人口の将来予測

(1) 人口予測方法

計画収集区域及び計画収集人口は、行政区域及び行政区域内人口全てを対象とします。

将来人口は、本町の将来のごみ排出量の予測やごみの減量目標値等を決定する際の重要な要素です。人口予測は将来の開発計画等も勘案して行う必要がありますが、本町では具体的な開発計画がありません。そこで、将来人口の予測は、過去5年間（平成20年から平成24年度）の住民基本台帳人口（10月1日現在）を用いたトレンド予測により行いました。

トレンド予測は、「ごみ処理施設構造指針解説（厚生省水道環境部監修）」に示されている時系列傾向分析式（トレンド式）から、表4-1に示す5つの式を用いました。

表4-1 時系列傾向分析式

①一次傾向線	$Y=a+bt$	傾き一定量で単調に増加(減少)する場合に用いる式
②分数式	$Y=a(1/t)+b$	他の予測式に比べて、増減傾向が小さい式
③指数曲線式(一次)	$Y=a \cdot b^t$	年次とともに緩やかに増加(減少)していく曲線式
④べき曲線式	$Y=Y_0+At^a$	徐々に増加率(減少率)が大きくなっていくような曲線的推移を示す場合に用いられる式
⑤ロジスティクス曲線式 (最小二乗法)	$Y=K/(1+e^{-at})$	最初緩やかに増加(減少)し、その後急激な率で増加(減少)する。一定期間経過後は徐々に増減率が穏やかになり、最終的には飽和水準を上限としてほぼ横這いで推移する予測式

Y: 予測値、 Y_0 : 基準値、t: 基準年からの経過年数、a、b: 定数

K: 飽和人口、e: 自然対数の底

(2) 人口予測結果

平成 20 年から平成 24 年までの住民基本台帳人口（10 月 1 日現在）を用いた平成 34 年度までの将来人口は図 4-1 のとおりです。

本町の住民基本台帳人口は、近年減少傾向となっているため、いずれのトレンド式でも将来人口は減少していくことが予想されます。トレンド予測による結果を検討し、べき曲線式を用いた人口推計値を採用したところ、本計画の最終目標年度まで緩やかに人口が減少していくと予想されます。なお、べき曲線式による人口予測式では各目標年度の将来人口は表 4-2 のとおりです。

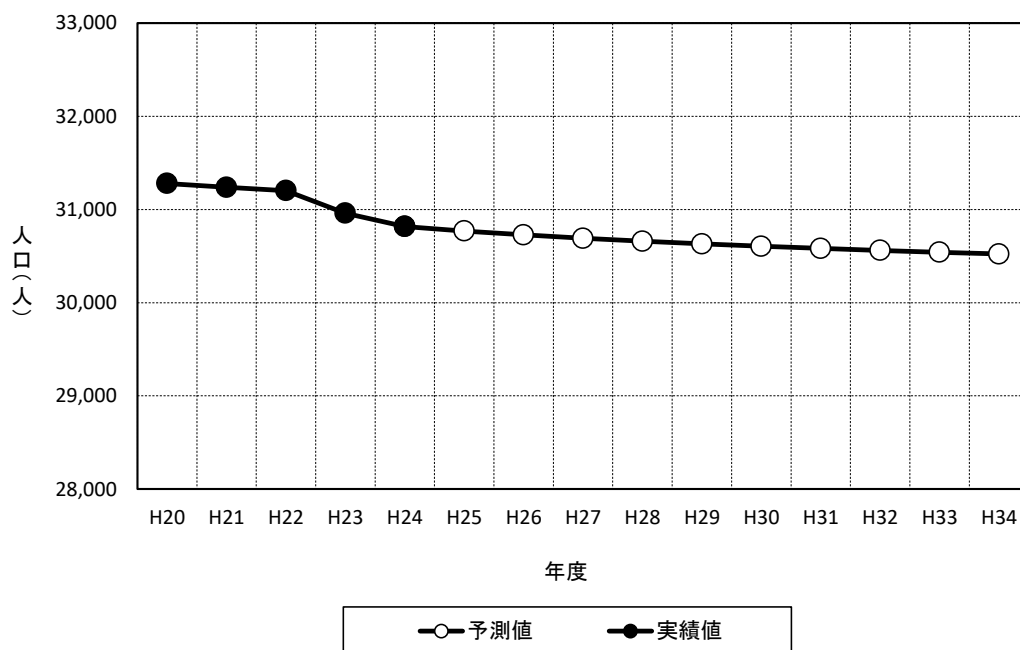


図 4-1 松伏町の人口推移の将来予測（トレンド予測）

表 4-2 各目標年度における人口予測値

	平成 24 年度 (実績)	平成 29 年度 (中間目標年度)	平成 34 年度 (最終目標年度)
人口(人)	30,817	30,631	30,522

4-2. ごみ排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

(1) 1人1日当たりごみ総排出量の将来予測

本町の1人1日当たりのごみ排出量の将来予測は図4-2に示すとおりです。将来のごみ排出量は、人口推計と同様に、過去5年間の実績値を用いて、トレンド推計を行いました。その結果、本町1人1日当たりのごみ排出量は急激には減らない傾向を示すものとなりました。

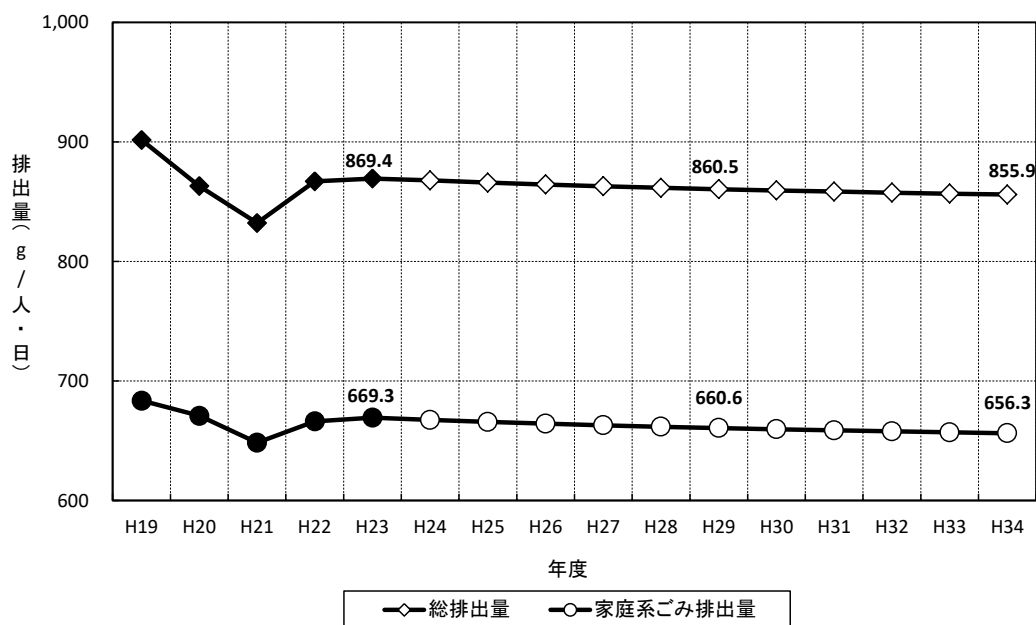


図4-2 1人1日当たりごみ排出量の将来予測

(2) ごみ排出量の将来予測

本町における将来のごみ排出量は図4-3に示すとおりです。1人1日当たりのごみ排出量は減少する傾向ですが、これは人口減少に伴うものであり、更なるごみ減量を推進するためには、発生・排出抑制の施策を講じて、ごみ排出量を抑制していく必要があります。

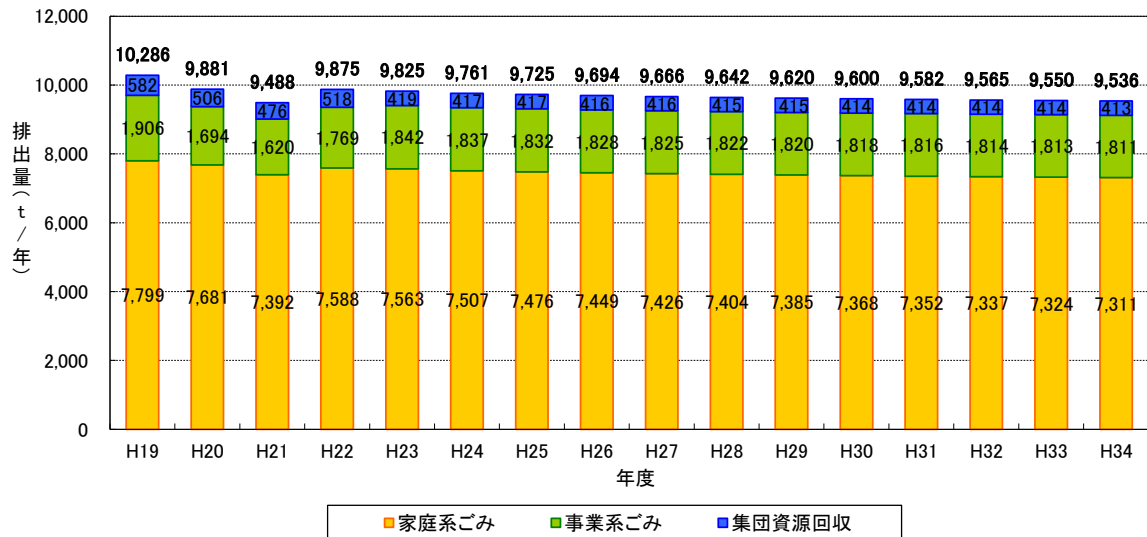


図4-3 ごみ排出量の将来予測

表4-3 各目標年度におけるごみ排出量予測値

		実績		予測値	
		H23	H29	H29	H34
ごみ排出量	家庭系ごみ排出量	t	7,563	7,385	7,311
	事業系ごみ排出量	t	1,842	1,820	1,811
	集団資源回収量	t	419	415	413
総排出量		t	9,825	9,620	9,536
1人1日当たりごみ総排出量		g	869.4	860.5	855.9
1人1日当たり家庭系ごみ排出量		g	669.3	660.6	656.3

4-3. ごみ処理量の将来予測（現状のまま推移した場合）

(1) 焼却処理量の将来予測

本町における直接焼却する可燃ごみ及び可燃性残渣の焼却処理量の将来予測値は図 4-4 に示すとおりです。

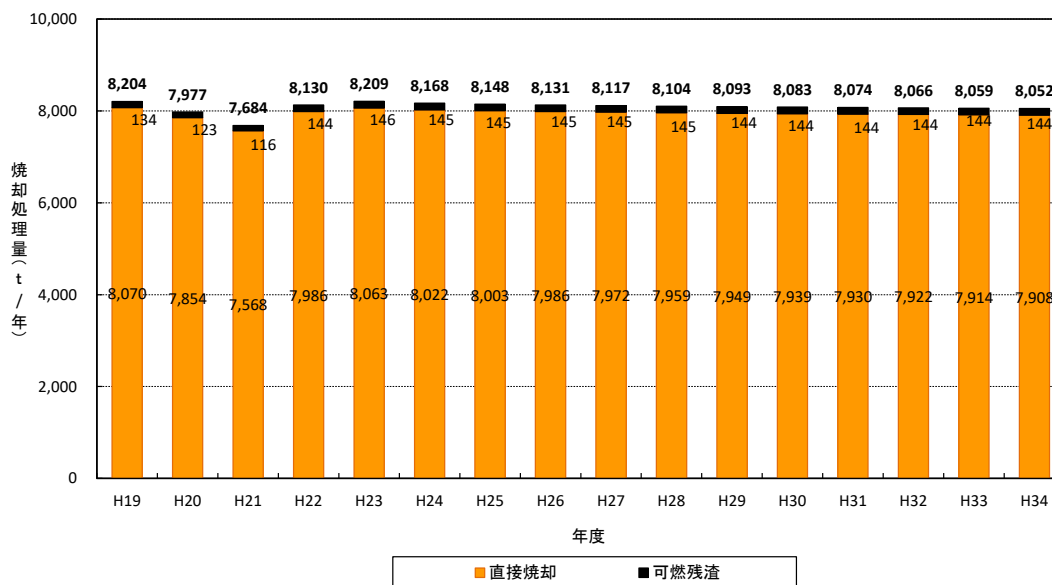


図 4-4 焼却処理量の将来予測

表 4-4 各目標年度における焼却処理量予測値

		実績		
		予測値		
		H23	H29	H34
焼却処理量	t	8,209	8,093	8,052
直接焼却	t	8,063	7,949	7,908
可燃残渣	t	146	144	144
焼却残渣量	t	510	503	500

(2) 資源化量の将来予測

本町における直接資源化量及び中間処理後再生利用量、集団資源回収量の将来予測値は図4-5に示すとおりです。

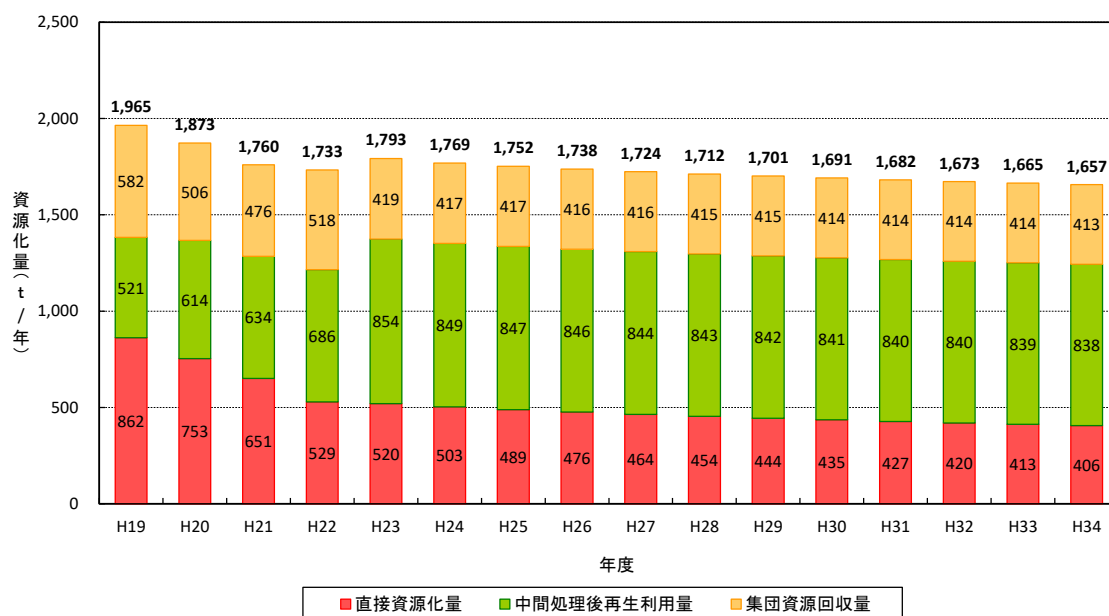


図4-5 資源化量の将来予測

表4-5 各目標年度における資源化量予測値

	実績	予測値		
		H23	H29	H34
総排出量	t	9,825	9,620	9,536
資源化量	t	1,793	1,701	1,657
直接資源化量	t	520	444	406
中間処理後再生利用量	t	854	842	838
集団資源回収量	t	419	415	413
リサイクル率		18.2%	17.7%	17.4%

第4章 基本計画策定の条件

(3) 最終処分量の将来予測

本町における焼却残渣及び不燃残渣を含めた最終処分量の将来予測値は図 4-6 に示すとおりです。

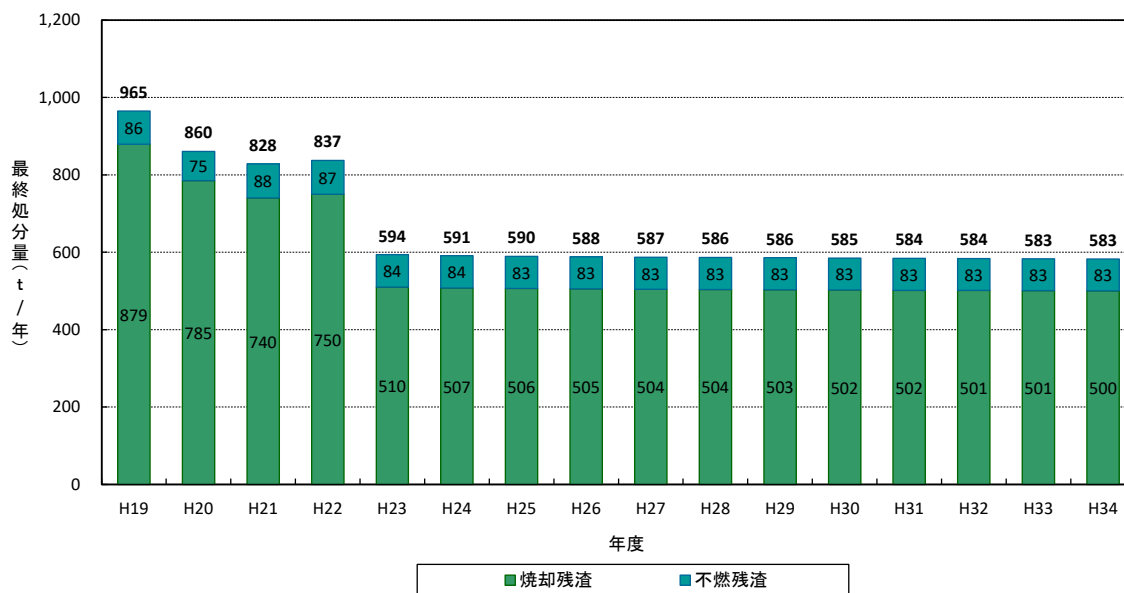


図 4-6 最終処分量の将来予測

表 4-6 各目標年度における最終処分量予測値

		実績	予測値	
		H23	H29	H34
最終処分量	t	594	586	583
焼却残渣量	t	510	503	500
不燃残渣量	t	84	83	83

第5章 ごみ処理基本計画

- ◇ 基本理念
 - ◇ 基本目標
 - ◇ 目標値の設定
 - ◇ 取組施策
 - ◇ 発生・排出抑制計画
 - ◇ 収集運搬計画
 - ◇ 中間処理計画
 - ◇ 最終処分計画
 - ◇ その他ごみ処理に関する必要事項
-
-

5. ごみ処理基本計画

5-1. 基本理念

環境共生と資源循環の町 まつぶし

～ごみ減量とリサイクルの推進による環境配慮型の地域社会づくり～

排出前の段階における家庭や事業所でのごみの発生・排出抑制をごみ処理行政の中心課題として位置づけ、町民・事業者とともに、本町に最適なごみ処理システムの整備を推進します。

また、ごみの分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の適正化を図り、町民の快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努め、ごみ処理の最終目標である自然界に対するごみ排出ゼロ（ゼロエミッション）を目指した循環型社会システムの構築を目指していきます。

5-2. 基本目標

基本目標1 ごみの発生・排出抑制の推進

ごみの発生抑制は、ごみ処理の最終的な循環型社会システムの構築に重要な役割を果たすものです。町民、事業者、行政の3者による協力体制をつくり、ごみの発生が抑制される社会システムの確立を目指します。

基本目標2 適正なりサイクルの推進

本町では、ビン及び金属類の計画収集を実施し、資源化（リサイクル）に努めています。また、紙（新聞、雑誌・雑紙、ダンボール）・布類も資源ごみとして収集しています。さらに、資源ごみの計画収集とは別に自治会を中心にした集団回収による資源化を促進し、これらを組み合わせた資源化の充実を図ります。

基本目標3 廃棄物の適正な処理・処分の推進

ごみの発生を抑制し、適正なりサイクルを推進した後に処理・処分しなければならないごみについては、適正な処理施設によって処理・処分を実施します。なお、廃棄物の処理・処分にあたっては、環境に対する十分な配慮を施します。

5-3. ごみ減量目標

本計画では、平成34年度のごみ処理状況として、以下のとおり具体的な目標値を設定し、ごみ減量・資源化を推進します。

(1) ごみ排出量目標

今後は、ごみ排出量を削減するために重要である「ごみを出さないライフスタイル」への転換を実現するために、使い捨てのライフスタイルを改善するための啓発活動や、ごみの削減に向けて実効性のある取り組みを優先的に実施します。これにより、以下に示すごみ排出量の削減目標の達成を目指します。

ごみ排出量の削減目標
 ~1人1日当たりのごみ排出量を845g/人/日に削減~
 ~1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を644g/人/日に削減~
 ~事業系ごみ排出量を1,688t/年に削減~

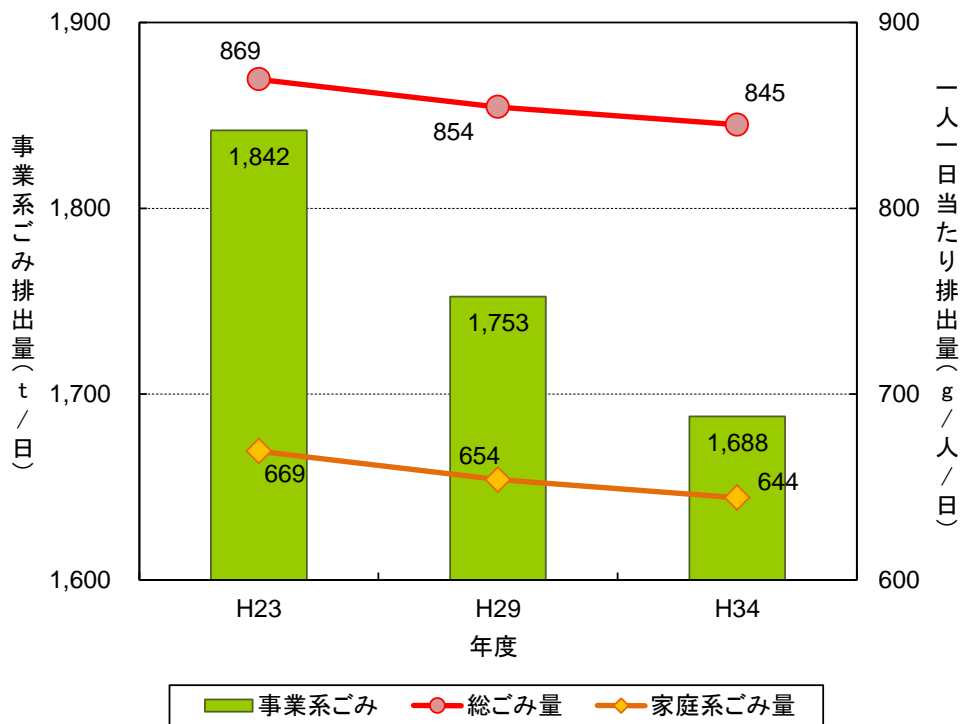


図5-1 ごみ排出量の削減目標値

(2) 資源化目標

今後はごみの資源化に重要な「分別の適切な実施」を推進するために、分別の徹底を呼びかける啓発活動や、資源物を排出しやすい環境づくりに取り組んでいきます。これにより、以下に示す資源化目標の達成を目指します。

リサイクルによる資源化目標
 ～分別の推進により、リサイクル率を 20.8%へ向上～

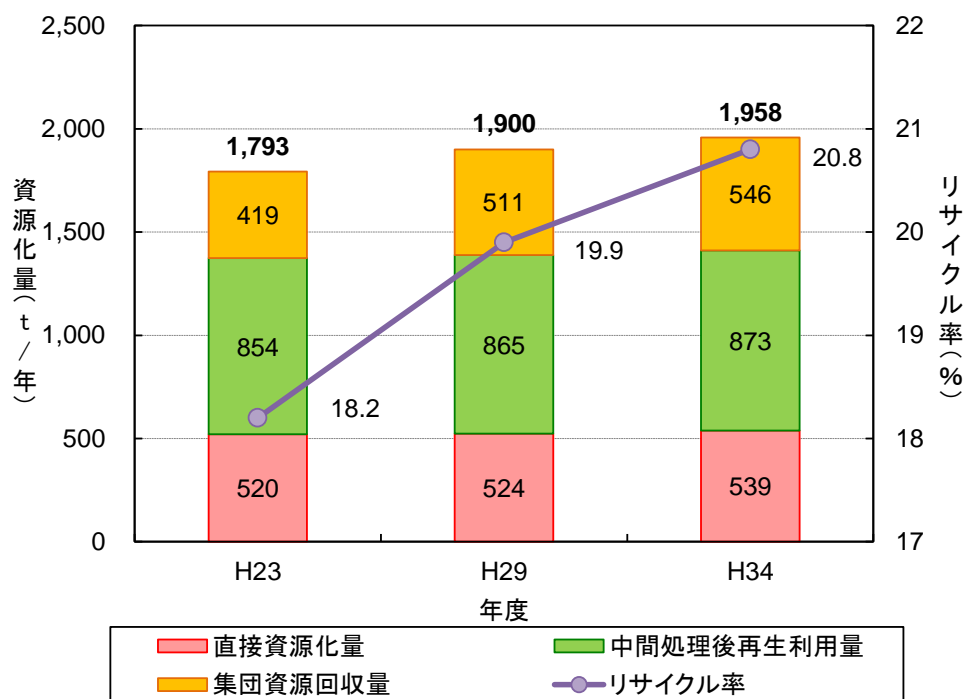


図 5-2 リサイクル率の目標値

(3) 最終処分量目標

今後は排出量の削減とごみの資源化を積極的に推進することで最終処分量の削減に努め、以下に示す最終処分量の削減目標の達成を目指します。

最終処分量の削減目標

～最終処分量を 553t/年に削減～

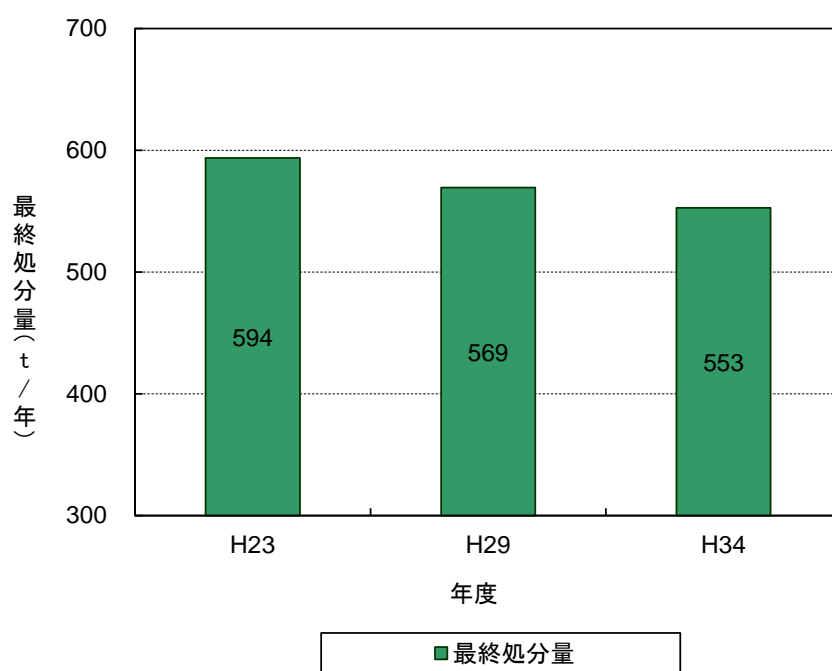


図 5-3 最終処分量の目標値

5-4. 取組施策

(1) 施策体系

基本理念の下に掲げた3つの基本目標を達成するために、表5-1に示す施策を実施し、ごみの発生抑制と循環型社会システムの構築を目指します。

表5-1 施策体系表

基本目標	施策	具体的な取組
基本目標1 ごみの発生・排出抑制の促進	1-1 町民によるごみ発生・排出抑制の促進	①ごみの発生抑制
		②生ごみの減量化・資源化の促進
		③環境配慮型製品の購入促進
		④環境配慮型ライフスタイルの普及
		⑤リユースの促進
	1-2 事業者によるごみ発生・排出抑制の促進	①事業所等でのごみ減量の促進
		②過剰包装の抑制
	1-3 行政によるごみ発生・排出抑制の促進	①広報活動による情報提供の充実
		②小中学校での環境学習の支援
③多量排出事業者に対する減量化の啓発・指導		
④家庭系可燃ごみ有料化の検討		
⑤庁舎内でのごみ減量推進		
基本目標2 適正なりサイクルの推進	2-1 分別排出の促進	①分別排出の徹底
		②ごみステーションでの分別指導
	2-2 新たなリサイクル対象品目の検討	①小型家電リサイクルの検討
		②生ごみリサイクルの検討
		③プラスチック製容器包装リサイクルの検討
	2-3 収集運搬方法等の検討	①収集運搬体制の見直し
		②高齢化社会への対応の検討
	2-4 資源化の徹底	①ごみ処理における資源化の徹底
②集団資源回収の促進		
③新たな資源回収ルートを検討		
基本目標3 廃棄物の適正な処理・処分の推進	3-1 環境配慮型処理システムの整備	①中間処理施設の整備・充実
		②処理困難物の適正処理
		③最終処分量の削減
	3-2 広域処理体制の推進	①東埼玉資源環境組合との連携
		②災害廃棄物対策の検討

(2) 具体的な取組

基本目標1 ごみの発生・排出抑制の推進

1-1 町民によるごみ発生・排出抑制の促進

①ごみの発生抑制

無駄な食材の購入や、エコクッキングの実施等、生ごみを出さないライフスタイルについて啓発します。また、組合等と連携した廃棄物処理施設の見学会や、講習会・講座の活用を進めます。

②生ごみの減量化・資源化の促進

生ごみの減量化を推進するために、水切り徹底の普及啓発や生ごみ処理機・容器の購入費補助制度の継続・拡充を進めます。

③環境配慮型製品の購入促進

消費活動における使い捨て商品の安易な購入を見直し、グリーン製品※や再生品等の積極的な購入やリターナブル製品の利用等による環境配慮型製品の購入の普及を進めます。

④環境配慮型ライフスタイルの普及

マイ箸やマイボトル、買い物におけるマイバッグの持参等に関する情報を提供し、町民が環境に配慮したライフスタイルに転換していけるように努めます。

⑤リユースの促進

自治会等と協力し、フリーマーケットやバザーの開催を支援し、日常生活における再利用を促します。また、町民の不要物情報を収集して公開し、必要としている人に対する再利用品交換制度の活用を促進します。

1-2 事業者によるごみ発生・排出抑制の促進

①事業所等でのごみ減量の促進

スーパーや小売店等が町民に対して、マイバッグの利用を呼び掛けていく場合や、拠点回収(店頭回収等)を実施している場合について、役場とスーパー等との連携によって、活動を支援していきます。

②過剰包装の抑制

スーパーや小売店に対して、商品の過剰包装をできるだけ自粛するように呼びかけます。また、再生利用可能な梱包材の使用を促します。

※グリーン製品

できる限り環境への負荷が少なく生産された製品や負荷の小さいサービス

第5章 ごみ処理基本計画

1-3 行政によるごみ発生・排出抑制の推進

① 広報活動による情報提供の充実

本町で行っている分別方法や収集地区別の収集日等の情報を掲載した「松伏町ごみ収集カレンダー」の各戸配布を継続実施します。また、町のホームページや広報等でもごみの出し方について周知することにより、情報提供の充実を推進します。

② 小中学校での環境学習の支援

小中学校におけるごみ減量やリサイクルに関連した環境学習の実施を支援します。併せて、リサイクル活動の支援や家庭でのごみ減量・リサイクル活動の実践を呼び掛けます。

③ 多量排出事業者に対する減量化の啓発・指導

多量排出事業者に対して、ごみ減量に関する情報の提供による啓発・指導を強化し、場合によっては立入調査の実施検討も行うことによりごみの減量化を促します。

④ 家庭系可燃ごみ有料化の検討

ごみ減量の推進やごみ処理費用負担の公平性を実現するため、組合や関係市と連携して、家庭ごみの有料化について検討します。

⑤ 庁舎内でのごみ減量推進

公共施設におけるごみの減量や資源の分別回収を進めるため、コピー用紙の使用量削減やグリーン購入を推進していきます。

基本目標2 適正なリサイクルの推進

2-1 分別の徹底

①分別排出の徹底

町民・事業者に対し、ごみと資源物、特に雑紙の分別の徹底を呼び掛け、資源化率の向上に努めます。

②ごみステーションでの分別指導

地域住民の代表等と連携し、ごみステーションで町民に対する分別の直接指導を行います。

2-2 新たなリサイクル品目の検討

①小型家電リサイクルの検討

組合や関係市と調整し、電卓や携帯電話等の使用済小型家電からレアメタル等の資源の回収によるリサイクルについて検討・実施していきます。

②生ごみリサイクルの検討

生ごみのリサイクルについて、家庭で生成したコンポスト等の生成物の有効活用を行うリサイクルについて検討していきます。

③プラスチック製容器包装リサイクルの検討

組合や関係市と調整し、プラスチック製容器包装ごみの分別によるリサイクルの検討を行います。

2-3 収集運搬方法の検討

①収集運搬体制の見直し

温室効果ガス等の環境負荷の低減及び効率的なごみ処理を行うため、ごみの排出の状況変化に応じて、収集運搬体制を適宜見直していきます。

②高齢化社会への対応の検討

高齢化社会の進展に伴う、ごみステーションへの排出等の困難さを解消するため、近隣住民や自治会と協力した収集体制の構築を検討していきます。

2-4 資源化の徹底

①ごみ処理における資源化の徹底

雑芥や粗大ごみとして回収されたものについて、資源化できるものは松伏町中間処理場だけでなく、民間事業者の施設も利用した資源化を推進します。

②集団資源回収の促進

集団資源回収奨励金の制度を継続して実施して、自治会による自発的な資源回収の実施を推進していきます。

③新たな資源回収ルートの検討

事業者と協力して、新たな資源回収ルートの検討を行います。

基本目標3 廃棄物の適正な処理・処分の推進

3-1 環境配慮型処理システムの整備

①中間処理施設の整備・充実

松伏町中間処理場の整備拡充による処理の効率化を目指します。また、組合や関係市と連携して、組合第二工場の整備を支援し、安定したごみ処理体制の構築及びごみ処理サービスの充実を図っていきます。

②処理困難物の適正処理

松伏町中間処理場で発生する不燃残渣について、民間事業者と協力して処理体制の確保に努め、適正な処理を実施していきます。

③最終処分量の削減

本町は最終処分場を有していないため、各種の啓発による発生抑制と各種中間処理における資源化を図り、可能な限り最終処分する量を減らしていきます。

3-2 広域処理体制の確立

①東埼玉資源環境組合との連携

組合と関係市と連携し、ごみの減量・リサイクルを推進します。

②災害廃棄物対策の検討

災害時に大量に発生することが予想される災害廃棄物の処理に対応するため、埼玉県や関係市、組合との連携を進めていきます。

5-5. 発生・排出抑制計画

(1) 基本方針

ごみの発生及び排出抑制を促進するためには、「循環型社会形成推進基本法」にも示されているように、行政、町民及び事業者の3者が一体になって、自主的にごみを出さないライフスタイルや生産流通活動を推進するようなシステムへの転換が必要です。このことから、「循環型社会を構築する」ための基本方針を以下のとおり定めます。

<基本方針>

各主体の役割の明確化により、意識改革を図り、それぞれの立場におけるごみ減量の取り組みを行います。また、地域住民が参加しやすいシステムを整備することにより、効果的な発生・排出抑制を促進します。

(2) 発生・排出抑制の方法

ごみ問題の根本的かつ最良の解決方策は、ごみの減量であるという認識に基づき、ごみの発生・排出抑制に主眼を置いた施策を展開します。また、発生・排出抑制の促進は行政、町民、事業者が一体となって取り組むべき問題であり、効果的な施策の展開を図るためには、実施施策に対する町民、事業者の理解と協力が不可欠です。

このことから、本町におけるごみの発生・排出抑制を一層推進するために、各主体の役割と発生・排出抑制の方法を次のとおりまとめました。

(3) 各主体の役割

1) 町民の役割

廃棄物処理法第2条の3において、「国民はごみの減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされています。

また、本町におけるごみの発生・排出抑制を達成するためには、町民の意識改革が必要不可欠です。このため、町民の役割を次のとおりまとめました。

排出抑制方法	
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活におけるごみ減量 <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品の安易な購入を見直すこと ・トイレットペーパー等の再生品の積極的な購入 ・リサイクルしやすい商品の購入 ・詰め替え商品の積極的な購入 ・過剰包装の商品を購入しない、簡易包装の要請 ・マイバッグの持参 ・長期間利用可能な商品の購入 ・故障したら修理し、できる限り長く使うこと ・リサイクルショップ等の活用 ○ごみとしない資源物の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収の利用 ・分別収集への協力 ・生ごみ処理容器（コンポスター）や電動生ごみ処理機等の積極的な利用 ・家庭内でできる有効利用方法の検討 ○地域での取組みへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収への積極的な参加 ・フリーマーケットやバザー等の利用 ○行政施策への協力・参加 <ul style="list-style-type: none"> ・町民同士の情報交換 ・行政指導の理解と協力 ・行政が主催する企画への参加

2) 事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法第3条2～3項で「事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」とされています。

事業者の製造・流通・販売等の各活動段階における、ごみの発生・排出抑制の方法は次のとおりです。

排出抑制方法	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○販売活動におけるごみ減量の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装の自粛 ・簡易包装の推進 ・マイバッグの持参に対するサービス体制づくり ・店頭回収の実施 ・リサイクル可能な商品の販売や詰め替え商品の積極的な販売 ○環境に配慮した生産活動への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・再生利用可能な製品の開発・材質表示 ・再生利用可能な梱包材の使用 ・再生品の生産・販売の拡大、技術開発（コスト低減等） ・長期間使用可能な製品の開発、アフターケアの体制づくり ○事業活動におけるごみ減量 <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集への協力 ・従業員の意識改革 ・長期間利用可能な製品の購入 ・生ごみの堆肥化実施 ・事業所内の資源物の資源化回収ルートを確立し、分別を徹底 ・紙類やトイレットペーパー等再生品の積極的な利用 ○家電リサイクル法に伴う家電製品の受入及び処理体制の確立 ○行政施策への協力

3) 行政の役割

行政は、町民及び事業者に対して意識改革を求めるとともに、それらを支援する施策や啓発活動を行うものとします。また、自らごみを排出するものとして、率先してごみの排出抑制・資源化に取り組めます。行政の発生・排出抑制の方法は次のとおりです。

排出抑制方法	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動による情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報等による住民啓発活動 ・ごみを出さない“3R”運動の実践 ・住民参加型の体験学習等の催し開催 ・集団資源回収に対する報奨金制度の周知 ○町民や事業者とのネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対するごみ減量の指導・要請 ・事業者に対しての再生品製造の啓発 ・ごみ処理発生状況等各種データの客観的な情報公開 ・店頭回収の推進 ○分別収集体制の確立及び適正処理の実施 ○循環型社会構築のための体制づくり ○庁舎内におけるごみ減量 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内のごみ減量化対策の実施 ・庁舎内での積極的なグリーン製品の利用 ○組合や関係市との連携・協力

5-6. 収集運搬計画

(1) 基本方針

収集運搬業務は、町民の生活の場に接点を持つ重要な行政サービスであり、快適な生活環境を保持していくために必要不可欠な業務です。また、収集運搬は、日常生活から廃棄物を速やかに排除する役割だけでなく、リサイクルにも重点を置いたごみ処理システムの一部として機能していくことが必要です。

収集運搬業務は、ごみ処理事業費の中でも最も費用を要する部門であることから、業務の効率化を推進していくことも重要な課題となります。そこで、収集運搬計画では、基本方針を以下のとおり定めます。

<基本方針>

循環型社会へ向けたごみ処理システムにおける収集運搬業務の位置付けを明確にします。また、快適な生活環境の保全のため、町民のニーズを踏まえながら、効率的な収集運搬体制の構築を目指します。

(2) 収集運搬方法

家庭系ごみの収集及び運搬は、委託業者によって行います。粗大ごみについては、一部は町民による直接搬入も行い、その他拠点回収も活用します。また、排出量の変化に応じた収集方法等を適宜見直し、適切な収集運搬が可能な体制を確保するものとします。

事業系ごみは、事業者が自らの責任において適切に処理することを基本原則とします。事業系ごみの内、本町で処理処分可能なごみに限り受け入れることとし、収集運搬は許可業者もしくは直接搬入により行うこととします。

5-7. 中間処理計画

(1) 基本方針

中間処理は、可燃ごみの焼却や燃料化、不燃物、資源ごみ、粗大ごみの破碎・選別、資源化可能なものの保管、処理に伴うエネルギーの回収等を行うものであり、ごみ処理の最終目標である「循環型社会システム」のハード面の一部を担う工程です。

可燃ごみの中間処理工程については、組合が処理主体となっていますが、本町においても組合と協力し、適切な中間処理を図っていくことが重要です。

また、不燃ごみ及び粗大ごみについては、本町が処理主体となる部分であり、最終処分場を保有していない町の現状を考慮すれば、適正な中間処理システムを速やかに整備していくことが必要です。そのため、中間処理の基本方針を以下のとおり定めます。

<基本方針>

現有施設（中間処理場等）の維持管理を徹底します。また、近年のより高度化する要求を踏まえた中間処理を実施していくため、組合と連携を図り、計画的に中間処理体制を構築していきます。

(2) 各廃棄物の中間処理方法

1) 可燃ごみ、枝・草

可燃ごみ、枝・草については、組合に搬入して中間処理を行います。

可燃ごみは組合第一工場において焼却処理を行います。焼却処理の過程で得られる熱エネルギーは、蒸気タービンによる発電、場内熱供給、給湯、冷暖房及び場外への熱供給を行う有効利用を進め、焼却灰は熔融処理を行い資源化します。

枝・草は、組合第一工場の堆肥化施設において堆肥化し、有機栽培や緑化の推進に有効活用します。

また、組合第二工場の建設に向けて関係市と連携・協力していきます。

2) 不燃ごみ（ビン、金属、ペットボトル、雑芥、有害・危険ごみ）

家庭から排出されるビン、金属、ペットボトル、雑芥及び有害・危険ごみについては、松伏町中間処理場に搬入し、破碎・選別処理を行い、資源は民間の再生業者に引き渡して資源化します。不燃残渣については適正に埋立処分します。

3) 資源ごみ（古紙・布類）

家庭から排出される古紙・布類については、民間の再生業者に引き渡して資源化します。

また、事業者から排出されるごみについては、事業者の責任で適切にリサイクルするよう指導を行っていきます。

4) 粗大ごみ

家庭から排出される粗大ごみについては、松伏町中間処理場に搬入し、破碎・選別処理を行い、民間事業者に引き渡して資源化します。可燃残渣については、組合に搬入して焼却処理を行い、不燃残渣については適正に埋立処分します。

5-8. 最終処分計画

(1) 基本方針

最終処分の目的は、ごみの発生・排出抑制、中間処理、資源化の方策を講じたあと、やむを得ず処分が必要なものを、適正な施設のもとで、安定化・無害化することです。また、最終処分は、ごみ処理の最後の工程であり、適正な最終処分を行うことはごみ処理上の重要な課題の一つです。

現在、本町は最終処分場を保有しておらず、可燃ごみの処理残渣は組合で処分し、松伏町中間処理場で発生する不燃残渣は、県の処分場及び県外搬出によって処分しています。

以上のことから、中間処理の適正化を推進することにより、最終処分量の抑制に努めていきます。このような状況を踏まえて、最終処分計画の基本方針は以下のとおり定めます。

<基本方針>

ごみの発生・排出抑制に努め、組合を通じて適正な最終処分を実施します。
また、中間処理の適正化を図ることにより、最終処分量を抑制し、適切かつ安定した最終処分の実現を目指します。

(2) 最終処分方法

組合における可燃ごみの焼却処理後の残渣については、組合の最終処分場（エコパーク吉川みどり）と県内外の最終処分場において埋立処分します。

松伏町中間処理場で発生する不燃残渣については、埼玉県環境整備センターにおいて埋立処分を行います。埋立処分量を減らし、処分場を延命化するためにもごみの排出抑制・資源化に努めていきます。

5-9. その他ごみ処理に関する必要事項

(1) 広域的な処理体制・協力制度の構築

近年の複数市町村による一部事務組合や広域行政組合の設立によるごみ処理の広域処理体制の構築に合わせて、本町も県内市町村や組合と連携を図り、ごみ処理事業の高度化を目指していきます。

また、埼玉県清掃行政研究協議会によるごみ処理施設の不慮の事故等に係る広域的な協力体制の構築のための協定を締結して、緊急時の相互支援体制を構築します。

(2) 災害廃棄物対策

災害により発生した廃棄物は、一般廃棄物として既存の人員、機材、処理施設で生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理することを基本とします。

ただし、特に甚大な被害を受けた場合に備えて、埼玉県清掃行政研究協議会による災害時の廃棄物処理を円滑に進めるための市町村相互支援体制の協定を毎年締結します。

(4) 適正処理困難物等への対処

1) 適正処理困難物

本町及び組合で処理が困難となる適正処理困難物については、民間事業者と協力して処理体制を確立します。また、適正処理困難物が発生しないように普及啓発や指導を行っていきます。適正処理困難物及び処理方法は表 5-2 のとおりです。

表 5-2 適正処理困難物及び処理方法

適正処理困難物	処理方法
タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、廃油、ブロック、建設廃材、注射針、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、特大家具、ピアノ、大型農業機械、土等	購入店に対して引き取りを依頼するか、専門業者に処理を依頼する

2) 一時多量ごみ

一時多量ごみ（引越し等に伴って一時的に大量に排出されるごみ等）は、ごみステーションへの排出を禁止し、分別による小口排出や許可業者への委託による適正な処分を守るように排出者に指導していきます。

3) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は処理対象外廃棄物として、他の廃棄物と区分し、廃棄物処理法に基づいて、専門の処理業者に委託して適正処分するように排出者に対して指導していきます。

医療機関から生じる感染性一般廃棄物は専門の処理業者へ直接処理を委託するようにします。また、在宅医療等により家庭から排出されたものであっても、鋭利なものや感染する恐れがあるものについては、特別管理一般廃棄物として医療機関を通じて処理します。

■特別管理一般廃棄物とは

廃棄物処理法により、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害が生じる恐れのある性状を有するものとして、以下の廃棄物が特別一般廃棄物に指定されている。

- ①PCB を使用した製品等
- ②処理能力が 1 日 5t 以上のごみ処理施設の焼却能力から排出される煤塵のうち集塵施設によって集められたもの
- ③感染性一般廃棄物

■用語集

【あ】

一般廃棄物 (p. 1)

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

エコクッキング (p. 42)

地球に暮らす一人ひとりが、環境のことを考えて、「買い物」「料理」「片づけ」をすること。

【か】

家電リサイクル法 (p. 49)

エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機について、家電メーカーに廃家電製品のリサイクルを義務付けた法律（平成 10 年公布、平成 13 年完全施行）。

可燃残渣 (p. 11)

廃棄物の破碎選別処理後に発生する可燃性の残渣のことで、松伏町では、組合の焼却処理場に搬入して焼却処理している。

環境共生 (p. 3)

地球環境に負荷を与えないで、環境を守り、維持しながら社会を形成していくこと。

拠点回収 (p. 13)

公民館、駅等の公共施設、スーパー等の小売店といった住民の使用頻度が高い施設を排出場所として定め、回収容器を設置し、ごみを回収する方式。

グリーン購入 (p. 43)

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

コンポスト (p. 44)

落ち葉や生ごみなどが土中の微生物の働きにより堆肥にかえられた有機肥料のこと。

【さ】**最終処分場 (p. 14)**

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理したものも含めて、最終的に埋立処分又は海洋投入処分される。

最終処分を行う施設が最終処分場であり、埋立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

再使用 (リユース) (p. 1)

いったん使用された製品や部品、容器等を元のままの形で繰り返し使用すること。再使用を行うことは、廃棄物の排出量の抑制につながり、製品の原料の採取・製造に伴う環境への負荷を生じさせない効果がある。

再生利用 (リサイクル) (p. 1)

廃棄物を回収して、原材料として再生するマテリアルリサイクルのこと。また、廃棄物を化学的に処理して製品の化学原料とすることを特にケミカルリサイクルといい、どうしてもリサイクルに不都合な場合は、燃焼してエネルギーとして再利用するサーマルリサイクルなどがある。

雑芥 (p. 12)

雑多なごみやくずのこと。

し渣 (p. 18)

収集し尿に混入しているプラスチック類や下着、雑巾、脱脂綿等の繊維類のし尿以外のごみのこと。

自然限界 (p. 22)

燃料などを加えないで燃えることのできる発熱量のこと。

集団資源回収 (p. 15)

町内会、自治会、PTA、子ども会等の団体で、古紙や缶、ビン、布類等の資源物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

循環型社会 (p. 1)

「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物の発生は最小限に抑えられ、循環可能な資源は適正に利用し、廃棄物は適正に処分される。

使用済小型家電 (p. 44)

家電リサイクル法対象品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコン等)を除く、小型家電製品で、携帯電話やデジタルカメラ、CD・MDプレイヤー、携帯用ゲーム機等で96品目が対象として盛り込まれている。使用済小型家電には、大半を輸入に頼るレアメタルを多く含んでいる。

食品リサイクル法 (p. 2)

食品の製造販売過程において、発生する大量の食品廃棄物の発生抑制、減量化を推進し、最終的な処分量を減少させるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進されることを目的として制定された法律(平成12年公布、平成13年施行)。

助燃(焼却の際) (p. 22)

焼却炉内温度を所定の温度以上に保つために、灯油などの補助燃料を燃やすこと。

ST(ステーション)方式 (p. 13)

道路等の一部(歩道を含む)を一時的に(ごみ収集までの間)利用したごみを置く場所(ステーション)に家庭系ごみを集め、ごみを回収する方式。

【た】

中間処理 (p. 14)

収集ごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

低位発熱量 (p. 22)

熱量計で測定された高位発熱量から水蒸気の凝縮潜熱を差し引いたもの。

低位発熱量 = 高位発熱量 - 水蒸気の凝縮潜熱 × 水蒸気量

【は】

廃棄物処理法 (p. 2)

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生処分などの処理をして、生活環境を清潔にし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に制定された法律(昭和45年公布、昭和46年施行)。

発生抑制(リデュース) (p. 1)

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース及びリサイクルに優先される。大量に排出される廃棄物を処理することから、廃棄物の発生・排出元で潜在廃棄物を顕在化させない必要がある。

不燃残渣 (p. 11)

廃棄物の破碎選別処理後に発生する不燃性の残渣のことで、松伏町では、県内の最終処分場や専門業者への委託によって処理している。

プラスチック製容器包装 (p. 44)

ペットボトル以外で商品の中身を出したり食べたりして、不要になるプラスチック製の容器や包装のこと。

【や】

熔融スラグ (p. 14)

廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を 1300℃以上の高温で熔融（固体が液体に変化すること）したものを冷却し、固化させたもの（建設資材等に活用可能）。

容器包装リサイクル法 (-)

ビン、缶、ペットボトル、箱、袋などの容器や包装材を対象として、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割を定めた法律（平成 7 年公布、平成 12 年完全施行）。

【ら】

リターナブル製品 (p. 42)

紙容器や瓶などで、中身の消費後に販売店を通じた回収により、メーカーが洗浄等をした後に再び使用する製品のことで、

レアメタル (p. 44)

非鉄金属のうち資源として存在量が少ない、もしくは存在量が多くても採掘が難しいため産出量が少ないといった理由から、産業界での流通・使用量が少ない金属の総称のこと。

携帯電話やデジタルカメラといった電気機器の部品等に利用されている。

一般廃棄物処理基本計画

平成 25 年 3 月

〒343-0192

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2424 番地

TEL : 048-991-2711 (代表)

FAX : 048-991-7681

E-mail : yumetown@town.matsubushi.lg.jp

ホームページ <http://www.town.matsubushi.lg.jp/>